

強度行動障害に関する 地域支援体制WEB報告（名古屋市）

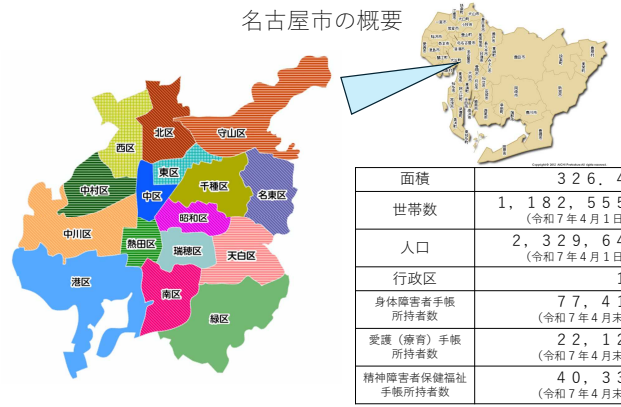
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課課長補佐

河戸 祥陽

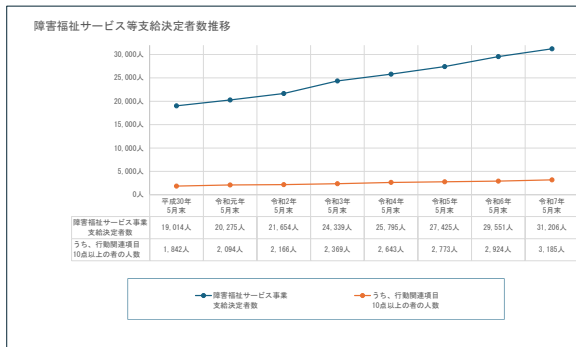
名古屋市強度行動障害者専門支援員（福）ゆたか福祉会

今治 信一郎

名古屋市の概要



名古屋市の概要



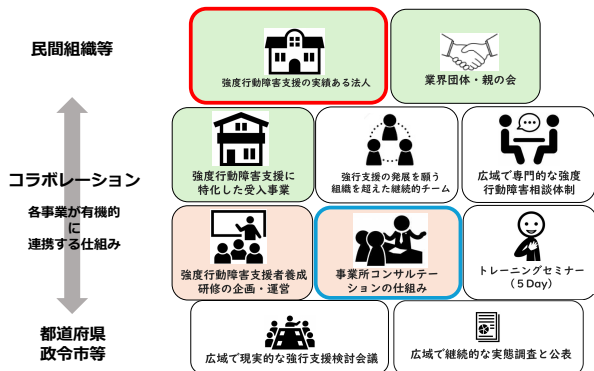
名古屋市の概要

市内障害福祉サービス事業所等における行動関連項目10点以上の者の受入状況

区分	令和2年5月			令和3年5月			令和4年5月			令和5年5月			令和6年5月			令和7年5月		
	全事業所数	受入事業所数	受入率	全事業所数	受入事業所数	受入率	全事業所数	受入事業所数	受入率	全事業所数	受入事業所数	受入率	全事業所数	受入事業所数	受入率	全事業所数	受入事業所数	受入率
障害者支援施設	16か所	13か所	81.3%	16か所	14か所	87.5%	16か所	14か所	87.5%	16か所	15か所	93.8%	15か所	13か所	86.7%	15か所	14か所	93.3%
グループホーム	188か所	107か所	56.9%	233か所	134か所	57.5%	265か所	154か所	58.1%	281か所	171か所	60.9%	311か所	199か所	64.0%	339か所	213か所	62.8%
生活介護	188か所	177か所	94.1%	197か所	187か所	94.9%	218か所	200か所	91.7%	225か所	207か所	92.0%	234か所	224か所	95.7%	242か所	225か所	93.0%

強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況（過去）平成28年度まで

取り組みができていなかった：そのまま 取り組みの検討をした：うすいオレンジ 取り組みが進んでいた：うすい緑 特にうまくいったと感じていた：赤橙 特に課題を感じていた：青橙



取り組みの経緯

- 平成26年度より、強度行動障害のある方の受入れについて、一定の条件を満たした事業所に対し、「強度行動障害者受入補助金」制度を実施し、日中サービスの確保を図っていた。
- その一方で、多くの障害福祉サービス事業所からは「現場の職員に対する研修の充実が必要である」との意見が寄せられていた。
- 平成28年9月に名古屋市長にて、福岡市の取り組みを参考とした「派遣型の職員研修制度」の提案があった。
- 強度行動障害のある方について高度な専門知識や支援技術を習得した「強度行動障害者専門支援員」の養成及び事業所への派遣事業を始め、事業所からの相談窓口の設置や事業所職員の研修事業など、強度行動障害のある方に係る総合的な事業として「名古屋市強度行動障害者支援事業」を開始した。（平成30年度から。ただし専門支援員養成事業は平成29年度から実施）
- 事業を開始するに当たっては、市内の知的障害者福祉施設で構成する「名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会」（名障連）に委託し、専門支援員は名障連加入事業所の職員に協力を得ることとなった。
- 障害児の対応については、従前より市発達障害者支援センターがコンサルテーションを実施していたことから、引き続き市発達障害者支援センターにて対応することとした。

強度行動障害専門支援員派遣事業実績

○派遣先事業者からの意見

- 支援の方策を教授いただく中で、本人のことを職員間で話すことが多くなり、「じゃあこうしてみよう」「ああしてみよう」という形で試行錯誤をする機会を設けることができ、本人も安定して生活できるようになってきたため、非常にありがたかった。
- 実践に役立つアドバイスを得られ、行動の起こる原因もしっかりした分析をもらえた為、実際の支援現場で支援を行うにあたり、取り入れやすかった。また、理由を理解した上で支援を展開することができた。
- チームアプローチの重要性と利用者に合わせて配慮へのアイデアは、利用者を見ることからはじめ、その視点が多岐にわたる様々な案がでてくることも面白く感じた。

○その一方でうまくいかない事例も…

- 事業所職員が自らの支援に固執したり、支援の統一が図れない…
- 職員の入れ替わりが多く、アドバイスが根付かない…

強度行動障害支援ニーズ把握に係るアンケート調査（令和6年度）

- 強度行動障害のある方の現在の状況や支援ニーズを把握し、今後の強度行動障害に関する支援事業について検討するために実施

○調査方法

- ①ご家族向け
関係団体を通じ、市内に在住する方に送付し、郵送により回収
- ②事業所向け
市内の障害福祉サービス提供事業所に送付し、郵送により回収
- ③相談支援事業所向け
市内の相談支援事業所に送付し、郵送により回収

○回答状況

対象	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
ご家族向け	350件	159件	45.4%
事業所向け	1,936件	1,208件	62.4%
相談支援事業所向け	226件	135件	59.7%
計	2,512件	1,502件	59.8%

強度行動障害支援ニーズ把握に係るアンケート調査（令和6年度）

○結果概要

【ご家族向け調査】

- 回答者の4割を超える多くの方が事業所に利用を断られた経験あることがわかった。特に区分5・6での割合が高かった。
- 利用希望のサービスは、GH・入所、行動援護であり、居住の場及び外出支援の確保が課題。
- 地域に必要な支援としては、相談支援体制、GHが必要とされているが、ヘルパー不足等により社会資源が不足している、といった意見が多数あった。

【事業所向け調査】

- 強度行動障害のある方を受け入れている事業所では、他害行為や強いこだわりによる行動問題に苦慮していることがわかった。
- 受け入れをしている事業所の約3割が身体拘束を行ったことがあった。
- 受け入れに当たって必要な支援に取り組めていない理由として、専門知識不足や人材育成不足といった支援スキルの問題を挙げる回答が多かった。
- 利用を断ったことがある事業所は約2割あった。断った理由としては人員不足が6割を超えた。
- 5割を超える事業所が一定期間受け入れ、集中的に支援を行う施設の確保を希望していた。
- 地域に必要な体制としては、人員確保のための補助制度や入所施設にある短期入所の受け入れを望む意見が多かった。
- 受入実績のある事業所では、専門員派遣事業の認知度は6割を超えていた。
- 本市に期待することとして、人材確保、補助制度の拡充が多かった。

強度行動障害支援ニーズ把握に係るアンケート調査（令和6年度）

○結果概要

【相談支援事業所向け】

- サービス未利用者が一定数いることが確認できた。
- サービスを断られた理由として、職員不足や知識不足を理由とするものが多かった。
- 6割を超える事業所が一定期間受け入れ、集中的に支援を行う施設の確保を希望していた。
- 地域に必要な支援としては、GHや短期入所、人員確保のための補助金が多かった。

「集中的支援」の検討

- 令和6年度報酬改定にて「事業所訪問型集中的支援」と「居住型集中的支援」が創設

○「事業所訪問型集中的支援」について検討

- 「者」については本市独自の「強度行動障害者支援事業」と趣旨は同一ながら、異なる部分あり。
(比較はスライド11枚目)
⇒対象者をどうするか？(対象者が狭くなる)費用負担をどうするか？(事業所に追加負担を求める)
⇒当面は、本市独自事業を継続している。
- 「児」については発達障害者支援センターにて対応。
⇒モデル事業として、民間事業所より広域的支援人材を選定し、1事例について対応中
⇒一般化していくかどうかは未定。

○居住型集中的支援の検討

- 家族団体の要望や支援ニーズ調査において、実施を求める声が多数寄せられている。
- 先行自治体・施設の視察等を進める。
- 市内障害者支援施設との懇談会において、実施について意見聴取
→実施していくには課題が山積との意見
①人材確保・チーム作り
②施設・環境整備（既存入所者への配慮含め）

今後の課題

- 居住型集中的支援の検討

○強度行動障害者専門支援員の支援力向上・担保

<現状の研修等>

- ①養成期間（1年）での研修受講、施設見学等
 - ・強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践）
 - ・国立のぞみの園「強度行動障害者支援者養成研修・基礎研修/実践研修（指導者養成研修）」
 - ・日本自閉症スペクトラム学会の研修
 - ・福岡市障がい者行動支援センター「か〜む」の研修・見学
 - ・社会福祉法人大府福祉会「たくと大府」の見学・実習
 - ・強度行動障害者専門支援員派遣事業への帯同・実践研修
・その他

②専門支援員レベルアップ研修経費助成

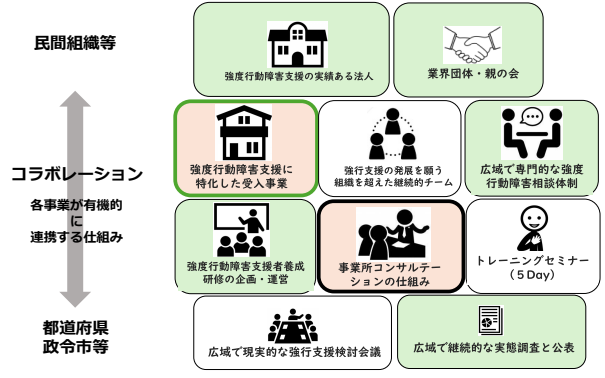
③定例会（月1回）における事例報告・検討

④アドバイザー契約

- 中核の人材養成研修等、新たな体系に合わせた支援力の担保を図っていく必要

強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況（これからの展開）

取り組みができていなかった：そのまま 取り組みの検討をした：うすいオレンジ 取り組みが進んでいた：うすい緑 取組みを進めたい：黒枠 どのように進めたらよいかわからない：緑枠



【補足説明】

民間事業者（専門支援員派遣事業統括者）より

- ◎ 専門支援員は事業開始当初から配置されており、令和 6 年度時点で 7 名体制となっている。派遣は月 5～6 回、5～6 か所程度の訪問を基本としており、各専門員が週 1～2 回程度訪問している。訪問では、強度行動障害支援者養成研修で用いているアセスメントシートや冰山モデルシートを活用し、アセスメントからモニタリングまでの標準的な支援を実施している。派遣の目的は、個別課題の解決にとどまらず、事業所内で継続的に標準的な支援を実践できる体制を根付かせることにある。そのため、派遣先には継続的に関わる担当者の配置を求めているが、人手不足や担当者の固定化の難しさ、経験の浅い職員が中心となるケースなど、体制面の課題が大きい。また、計画立案後の実施やモニタリングまで進むには時間を要する事業所も多く、支援の推進力不足が課題となっている。このため、専門支援員には個別支援に加え、職員連携の促進やチームアプローチの形成を支える役割も求められている。さらに、対象者を限定していないことから、精神障害を含む多様なケースへの対応が必要となっており、障害特性に応じた幅広い専門性や地域資源との連携が課題となっている。加えて、卒業後の受け入れ先確保など、社会資源の不足も大きな課題である。専門支援員の養成と確保も継続的な課題であり、今後の体制拡充に向けては、専門性の担保と人材確保の両立が求められる。一方で、対象者を限定しない仕組みは利用のしやすさにつながっており、営利法人を含む幅広い事業所が活用しやすい点は大きな特徴である。その結果、困難事例への支援だけでなく、不適切な支援の改善や権利擁護、虐待防止の観点からも一定の効果を果たしている。ただし、真に課題の大きい事業所へのアプローチはなお十分とはいえず、今後の重要な検討課題となっている。

【質疑】 ○は自治体、●は民間、□は参加者からの質問・意見

- 集中的支援の取り組みでは、外部専門家はアセスメントを主眼とする一方、支援改善には事業所マネジメントへのアプローチが必要で、そのバランスが難しい。給付で行う集中的支援は、マネジメントは事業所の管理者・サービス管理責任者が担い、外部専門家はアセスメントを担うという大まかな役割分担で進めている。支援現場の体制へのアプローチについて、実践や課題があれば伺いたい。
- ◎ 現場への派遣においては、支援技術の導入以前に、管理者と現場職員の対立や、受け入れに否定的な職場風土など、組織的課題が存在するケースが多くみられる。このような状況下では、外部が支援方法を一方的に提示することは困難であり、事業所のマネジメントや風土改善も含めた総合的な支援が必要となる。当事業では、事業所の体制や状況に応じた無理のない関わり方を重視し、過度な要求は行わず、継続的な関係構築を基本としている。訪問頻度や支援方法についても固定化せず、柔軟な対応を行っている。また、支援改善の鍵として、職員が利用者支援において「成功体験」を得られる環境づくりを重視している。成功体験の積み重ねは、職員の意欲向上だけでなく、事業所内の風土改善にも大きく寄与するためである。そのため、課題への取り組みについては、事業所が着手しやすい事項から進められるよう提案している。利用者支援に焦点を当てながら、事業所の実情に寄り添い伴走することが、本事業の基本姿勢である。一方で、こうした支援には高度な専門性が求められ、専門員自身も日々課題を抱えながら取り組んでいる点は、今後の継続的な検討課題である。
- 体制整備の取り組みについて、今回の図に示した内容を踏まえ、最初に着手した取組内容、そしてその後どのような順序で体制を整備していったのかについて、改めてご説明いただきたい。
- 体制整備の経緯として、名古屋市における強度行動障害に関する体制整備は、以下の順序で進められてきた。平成 26 年度：生活介護事業所を対象とした「強度行動障害者受入補助金」を創設。団体からの要望を受け、受け入れ促進を目的に事業を開始。

平成 28 年度：名古屋市会において「派遣型研修事業」の提案がなされ、先行自治体（福岡市等）の視察を経て検討が進む。

平成 29 年度：「強度行動障害者専門支援員」の養成を開始（初年度 2 名を育成）この専門支援員を中心に、平成 30 年度から派遣事業を開始。

令和 2 年度：「強度行動障害者受け入れ環境整備補助金」を創設。受け入れに必要な設備改修（窓ガラスの亚克力板化等）への助成制度を整備。平成 29 年度以降、専門支援員の養成を進め、令和 6 年度時点で 7 名体制となっている。

現状として、体制整備は上記の流れで段階的に進められてきたが、今後の新規事業の展開については、財政状況もあり現時点で具体化しているものはない。

- 派遣支援の中では、精神疾患を併せ持つ方も一定数いるとのことだが、福祉と医療との連携状況について、可能な範囲で教えていただきたい。具体的には、医療機関との連携体制、訪問看護との連携状況、精神疾患を併せ持つ利用者への対応における調整や課題など、現状の運用や連携の特徴についてご教示いただきたい。
- ◎ 精神疾患を併せ持つ利用者への対応は件数としては多くないものの、医療との連携や新たなサービス導入が必要となるケースは一定数ある。こうした場合には、相談支援専門員へ働きかけ、サービス調整会議を開催してもらい、専門支援員も参加した上で助言を行い、医療機関につなぐ支援を実施している。また、家族が医療を拒否しているケースも見られる。その際は、家族にも現場に来てもらい、必要性や現状を客観的に説明することで、医療につながった事例もある。対応はケースごとに異なるものの、相談支援や既につながっている社会資源と連携し、地域全体で複層的・重層的な支援体制を構築するケースが増えていると認識している。
- 身体疾患からの不調で行動障害が悪化しているケースはあるか？
- ◎ 強度行動障害に該当しないケースであっても、高次脳機能障害の方で行動障害に類似する状況が見られる事例や、身体障害のある方に対する暴言等への対応相談が寄せられることがある。こうした場合には、専門支援員が単独で対応するのではなく、機関相談につなげ、精神科領域を専門とする機関に参加を依頼するなど、必要に応じた専門職連携を行っている。これらの支援では、対象者の状況や課題に応じ、地域内の各機関の専門性を活用する形で調整・提案を行う支援機会が増えている。
- 専門支援員が派遣される際、アセスメントから 6 段階のステップで進み終結となると思うが、どのような終結の仕方なのか。終了後にモニタリング等を行っているか。
- ◎ 終結の目安は、当初の課題が減少・消失した段階で継続意思を再確認する。課題が消失・改善しても、研修・人材育成・風土改善のために継続支援を希望する事業所が一定数ある。外部の専門支援員が入ることで、議論が活性化し、建設的な話し合いが進む効果が期待されている。名古屋市では、明確な区切りを設定せず、専門員の判断で継続の可否を決めている。終結後の評価基準として、標準的な支援やチームアプローチが事業所内で自走できる状態かどうかの一つの目安になる。しかし現状では、同じ事業所から別の利用者で同様の課題が繰り返し発生するケースがあり、チームアプローチ支援体制の定着が十分にできていないことが課題となっている。終結後も、電話相談や再依頼が継続的に入り、再度アプローチを行うことがある。同一事業所からの再依頼は、事業が評価されている証でもある。一方で、「より多くの事業所に支援を届ける」という観点からは、終結の在り方や再依頼の扱いにバランスを取る必要があるという課題がある。

強度行動障害に関する地域支援体制状況WEB報告

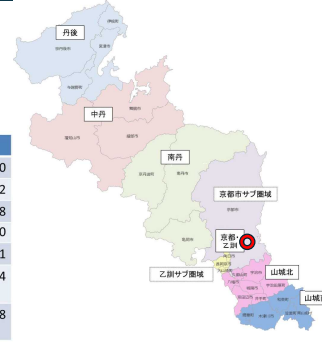
京都府健康福祉部障害者支援課
令和8年1月16日

京都府内の障害福祉圏域と人口分布

【各圏域の概要(令和7年12月1日時点)】

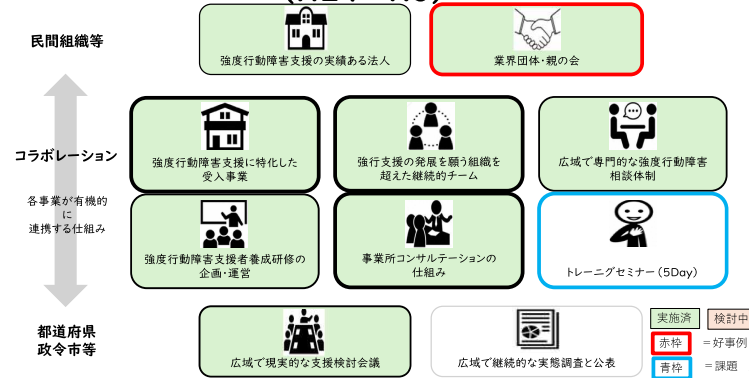
- ・障害福祉圏域は7圏域
- ・人口の半数以上は京都市
- ・南北に長く、京都市内から北へ2時間、南へ1時間

圏域	市町村名	人口(人)
丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	80,820
中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市	177,542
南丹	亀岡市、南丹市、京丹後市	124,808
京都	京都市	1,432,630
乙訓	向日市、長岡京市、大山崎町	153,141
山城北	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	417,364
山城南	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	119,078

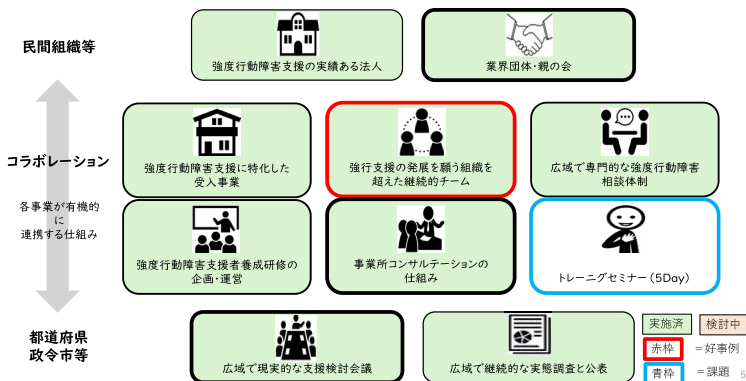


1. 体制整備モデル図の要素に関する過去(取り組み開始時)の状況 現在の状況

強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況 (H29~R6)



強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況 (R7)



2. 現在に至るまでの体制整備の背景・プロセス核になっている組織や人材

京都市強度行動障害モデル事業 (H29～R6)

1 (1). 事業概要

- ・知的障害、発達障害のある御本人がその障害により生活上の困難さが生じている際、
 - ①御本人に一定期間、事業実施法人の入所施設及び付帯する支援機能を活用していた だき、本来の力の再確認(アセスメント)を行う。
その後、現在の支援者等の支援の方向性をより良いものとするため、後方支援(フォローアップ)を行う。
 - ②受入支援は行わず、現在の支援事業所からの情報提供をもとに、支援内容に対して助言等を継続して実施する支援も行う。
- ・利用するサービスや支援方法は状況に応じて臨機応変に検討
- ・行動関連項目10点以上等具体的な指標は設定していない

7

京都市強度行動障害モデル事業 (H29～R6)

1 (2). 事業内容

- ①集中的支援
一定期間、委託先法人の施設を利用した集中支援を実施し、利用者の再アセスメント及び支援機関へのフィードバックを行う。受け入れ期間中に関係機関と連携し、集中支援終了後の支援体制についての検討を実施。
- ②コンサルテーション支援
支援事業所からの情報提供をもとに支援内容に対して助言等を継続して実施。
- ③支援終了後のフォローアップ
集中支援終了後、地域の支援事業所への連絡や訪問により、近況確認や相談支援等によりフォローアップ
- ④職員研修の実施
集中支援終了後は受入事業所職員向け研修を実施し、サービス提供後の連携支援に向けた支援能力の研鑽とチームケアの関係構築に努める。
- ⑤成果(事例)報告
府、市町村、その他関係機関を交えた成果(事例)報告会を開き、支援内容の普及・啓発に取り組む。

8

京都市強度行動障害モデル事業 (H29～R6)

2. 事業目的

- ・支援者は強度行動障害支援者養成研修のみでは個々の事例の分析と対応方策の検討が難しく、対応困難なケースは障害福祉サービスの利用が制限される可能性。
- ・強度行動障害のある方を専門的に支援するための特別な枠組みが不十分。



- 「伴走支援型」
- 行動障害があっても住み慣れた地域や場所で暮らし続けられる地域をつくる
＝地域の関係機関には、第三者の介入を受け、支援のあり方を見直す覚悟が必要になる
- ×行動障害がある方のレスパイト

京都市強度行動障害モデル事業 (H29～R6)

3. 事業フロー

- ① 例年5月頃に市町村に対して募集(府→市町村)
- ② 市町村は対象者を取りまとめて報告(市町村→府)
※地域の関係機関は事業に応募することを共有
- ③ 京都府・委託先法人で対象者の状況を確認し適宜面談(府等→市町村等)
- ④ 対象者の決定(府→市町村)
- ⑤ サービス利用調整(委託先法人←→地域の関係機関等)
- ⑥ 支援実施(委託先法人→対象者等)
- ⑦ 支援状況の共有(委託先法人→地域の関係機関等)
※地域の関係機関は支援状況を見直し
- ⑧ 後方支援(フォローアップ)(委託先法人→地域の関係機関等)
※地域の関係機関は支援状況を見直し

9



10

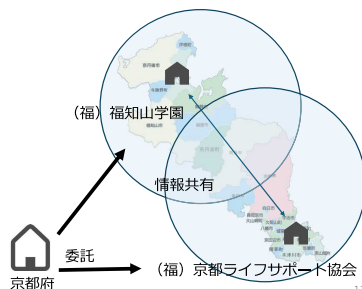
京都市強度行動障害モデル事業 (H29～R6)

4. 参画法人について

2法人に委託

府南部：(福) 京都ライフサポート協会
府北部：(福) 福知山学園 (H30～)

⇒府が開催する協議の場等を通じて適宜情報共有し、コンサルテーション方針を均一化しつつ支援を実施。



京都市強度行動障害モデル事業 (H29～R6)

5. 予算(京都府)

予算 : 5,000千円(令和6年度)
財源 : 国庫1/2(地域生活支援事業費等補助金)、府1/2

※強度行動障害支援者養成研修及び発達障害関係事業は別途
※京都市は別途事業実施

11

12

京都市強度行動障害モデル事業 (H29~R6)

6. 実績

年 度	29	30	1	2	3	4	5	6
応募者数	16	20	10	5	9	14	12	—
決定者数 (北部・南部)	3	6	6	2	4	14	10	—
支援実績	3	6	5	2	4	13	10	—

②⑩は2~3クールで募集、上記は延べ人数
 ②集中支援実施(南部のみ)、⑩集中支援実施(北部・南部)、
 ①②集中支援・コンサルテーション支援実施(南部・北部)
 ③④⑤集中支援とコンサルテーション支援の区分を解消し支援実施(南部・北部)
 ※集中支援:生活介護と短期入所を組み合わせた日中夜間を通じて週5日間、3か月の短期集中的な支援
 ※コンサルテーション支援:定期的な支援者への助言

3. 現在行っている強度行動障害に関する事業の予算・実施体制・効果・課題

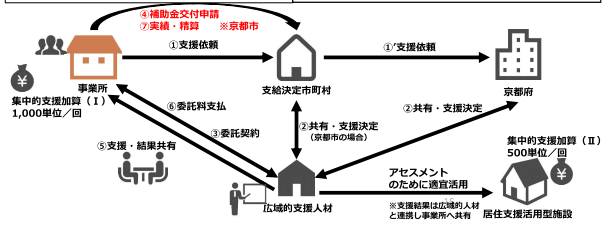
京都市広域的支援人材による集中的支援 (R7~)

1. 予算

- 京都市府
 - 予算 : 5,000千円 (令和7年度)
 - 財源 : 国庫 1/2 (地域生活支援事業費等補助金)、府 1/2
- 京都市
 - 予算 : 1,440千円 (令和7年度)
 - 財源 : 市 10/10

京都市 広域的支援人材による集中的支援 制度のフロー

＜助言を受けたい障害児者の支給決定が京都府＞	＜助言を受けたい障害児者の支給決定が京都市以外＞
①支援の必要性を感じた事業所は京都市へ依頼	①支援の必要性を感じた事業所は支給決定市町村へ依頼
②京都市は広域的支援人材と共有し支援要否を検討の上支援を決定	②市町村は京都府へ依頼
③事業所は広域的支援人材(法人)と業務委託契約を締結【新】	③京都府は広域的支援人材と共有し支援要否を検討の上支援を決定
4万円/回程度×12回程度=48万円程度	④事業所は広域的支援人材(法人)と業務委託契約を締結【新】
④事業所は京都市へ補助金交付申請(任意)【新】	1万円/回程度×12回程度=12万円程度
	※京都府は別途広域的支援人材(法人)に支援を業務委託
⑤広域的支援人材は支援を行い、その結果を事業所へ共有	⑤広域的支援人材は支援を行い、その結果を事業所へ共有
⑥事業所は広域的支援人材に委託料を支払【新】	⑥事業所は広域的支援人材に委託料を支払【新】
⑦事業所は京都市へ補助金実績報告・精算提出(任意)【新】	



京都市広域的支援人材による集中的支援 (R7~)

2. 実施体制

支援対象者の決定、支援状況の進捗共有、集中的支援の体制整備の検討を行う場として、「集中的支援推進会議」を設置。

- 集中的支援推進会議構成メンバー
 - <行政>(事務局)
 - 京都府障害者支援課、京都市障害保健福祉推進室
 - <広域的支援人材>
 - 府・市で登録した広域的支援人材4名と所属法人

4. 集中的支援の実施、整備状況

京都市広域的支援人材による集中的支援 (R7~)

1. 整備状況

(1) 事業所訪問型(集中的支援加算Ⅰ)

令和7年4月より政令市(京都市)と一体で運用を開始。

【広域的支援人材の登録状況】

- ・4名登録(京都市と一体となって支援を進めるため同一の人材を登録)
- うち2名は該当要件①中核的人材養成研修の講師等
- うち2名は該当要件③都道府県等が認める者

(2) 居住支援活用型(集中的支援加算Ⅱ)

6件登録(広域的支援人材との連携が不可欠であるため、広域的支援人材所属法人の施設のみ)。

No.	氏名	所属		該当要件		留意事項	留意事項に対する考え方			登録者養成研修	中核的人材研修	他事業所への協賛登録	前年度研修回数	現在登録年・月
		法人	事業所	①	②		③	④	⑤					
1	瀧村 裕	(福)京都ライソポート協会	横手通り43番地「庵」			○			H29から京都府委託事業「京都市広域行動障害モデル事業」で、事業所に対するコンサルテーションに就いていることから、【③】強度行動障害を有する児者への支援(担見を有する者)に該当 ※H27強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)、R8中核的人材養成研修(サブトレーナー)として受講を修了	H27	R6	○	○	令和7年5月
2	永上 賢一	(福)福知山学園	サポートセンター			○			H29から京都府委託事業「京都市広域行動障害モデル事業」で、事業所に対するコンサルテーションに就いていることから、【③】強度行動障害を有する児者への支援(担見を有する者)に該当 ※H27強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)、R8中核的人材養成研修を修了	H27	R6	○	○	令和7年5月
3	西田 武志	(福)南山城学園	障害者支援施設			○			R7中核的人材養成研修の講師(トレーナー)であることから、【①】中核的人材養成研修の講師等(ディレクター・トレーナー)である者】に該当 ※H27強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)、R8中核的人材養成研修を修了	H28	R6	○	○	令和7年5月
4	松尾 浩久	(福)青森会	HEROES			○			R8中核的人材養成研修の講師(トレーナー)であることから、【①】中核的人材養成研修の講師等(ディレクター・トレーナー)である者】に該当 ※H27行動支援従事者養成研修(講師研修)を修了	H20	R6	○	○	令和7年5月

19

居住支援活用型施設の登録について

居住支援活用型施設の集中的支援を実施する施設等の登録名簿
事業所登録者養成研修(令和7年4月1日時点)

該当要件
※いづれかを満たすこと

<施設入所支援> 重複障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ

事業所番号	事業所名	事業所所在地	連絡先(Tel, Mail)	①施設利用制限あり	②コンサルテーション	③研修講師
2611400157	横手通り43番地「庵」	京都府木津川市山城町平尾横手43番地1	0774-66-9508	○	○	○
2612600078	あまた栄光園	京都府福知山市三和町千束833番地の1	0773-58-2822	○	○	○
2612600086	おさだの栄光園	京都府福知山市宇長田9番地の1	0773-21-5757	○	○	○
2612600102	むとべ栄光園	京都府福知山市長田上松2707番地の1	0773-21-9678	○	○	○
2612800250	障害者支援施設 菟	京都府福知山市菅堂平台1-2	0774-56-4507	○	○	○

<共同生活援助> 重複障害者支援加算(Ⅰ)または(Ⅱ)算定の体制あり

事業所番号	事業所名	事業所所在地	連絡先(Tel, Mail)	①施設利用制限あり	②コンサルテーション	③研修講師
なし						

<短期入所> 重複障害者支援加算(Ⅰ)または(Ⅱ)算定の体制あり

事業所番号	事業所名	事業所所在地	連絡先(Tel, Mail)	①施設利用制限あり	②コンサルテーション	③研修講師
2611400215	横手通り43番地「庵」	京都府木津川市山城町平尾横手43番地1	0774-66-9508	○	○	○
2612600078	あまた栄光園	京都府福知山市三和町千束833番地の1	0773-58-2822	○	○	○
2612600086	おさだの栄光園	京都府福知山市宇長田9番地の1	0773-21-5757	○	○	○
2612600102	むとべ栄光園	京都府福知山市長田上松2707番地の1	0773-21-9678	○	○	○
2612800151	知的障害者短期入所事業 菟	京都府福知山市菅堂平台1-2	0774-56-4507	○	○	○

京都市広域的支援人材による集中的支援 (R7~)

2. 実施状況

(1) 事業所訪問型(集中的支援加算Ⅰ)

応募件数9件(京都市4件、京都市5件)

- ※うち1件は支援の趣旨を鑑み落選とし、他機関の研修や相談窓口への案内に留めた。
- 支援件数8件(京都市4件、京都市4件)

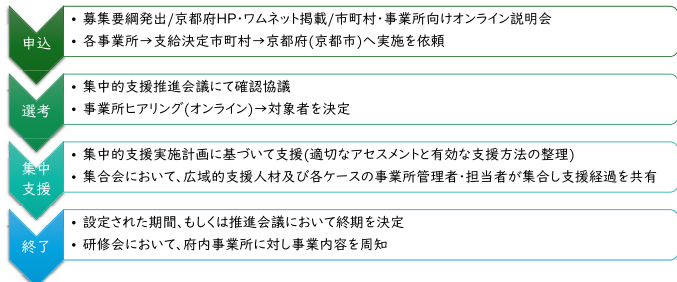
(2) 居住支援活用型(集中的支援加算Ⅱ)

活用実績無し。

22

京都市広域的支援人材による集中的支援 (R7~)

3. 支援フロー



5. 今後の展開イメージと課題に感じていること

23

24

強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況 (これからの展開)



今後の展開イメージと課題

1. 今後の展開イメージ

- 人材育成
強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)+中核の人材養成研修
- 相談体制・コンサルテーション(集中的支援)
従来のモデル事業から集中的支援加算に移行する中で、確実な実績の積み上げを図り、支援実績だけではなく、支援内容の質も重視しながら取組を推進
→内容・成果を周知することで、支援を希望する事業所側の応募のモチベーションに繋がる
- 集中的支援の横展開
広域的支援人材及び参加事業所の管理者・担当者が集合し、支援の経過を共有する場や報告会を実施
→PDCAサイクルを実施・共有し、参加事業所と広域的支援人材間のコミュニティを醸成

26

今後の展開イメージと課題

2. 課題

- 人材育成
強度行動障害支援者養成研修と中核の人材養成研修の内容に大きな差がある。
今後都道府県で実施するにあたり、中核の人材養成研修の実施のあり方を検討する必要がある。
- 地域の対応力の向上
地域で核となる人材・施設の養成や、医療機関、教育機関等の多職種連携を進める必要がある。
- 集中的支援加算の運用
支援に要する経費と加算額が乖離しており、支援拡大のためには実態に応じた加算額の見直しが必要。

27

京都府、京都市、事業者三位一体 京都市 広域的支援人材による集中的支援 一考察(案)

2026年1月16日

社会福祉法人 福知山学園 理事長
京都知福協 副会長 松本 修
京都市集中的支援推進会議

1. 京都市行動障害者支援モデル事業とは SINCE 2017~2024

強度行動障害は個々の障害特性と環境要因が複雑にからみあった結果の状態
対応が難しいケースは障害福祉サービスの利用が制限される可能性がある

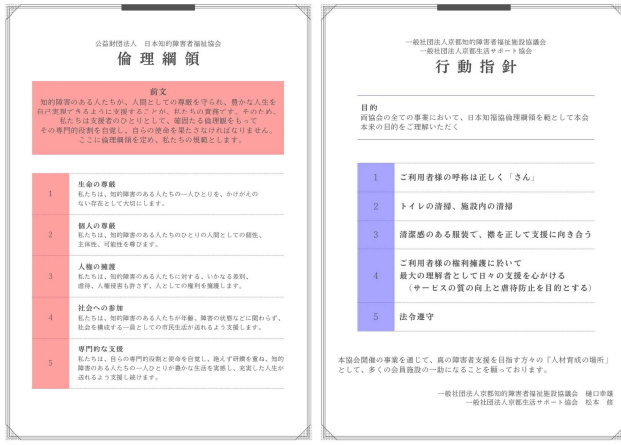
京都府が専門性のある法人に業務委託
現在の支援事業所からの情報提供をもとに、支援内容に対して助言
<事業内容(=コンサルテーション)>

京都ライフサポート協会、社会福祉法人福知山学園

※支援先の例：入所系、通所系、訪問・相談系、特別支援学校、病院(入院中)
本人に一定期間、事業実施法人の短期入所等を臨機応変に活用していただき、
本来の力をアセスメントし、現在の支援事業所へ助言
⇒課題とされる行動が軽減できる支援のあり方を見出す
⇒一人一人が自尊心を取り戻し、生活の主体者として
自己選択・自己決定ができるという自信と希望をもってもらう

京都市が何故コンサルを行うようになったのか
アセスメントの重要性(本人理解を深めるために)

- 1 当該施設のみで考えることをなくす
- 2 外部からの視点(コンサルと共に)
- 3 環境スキル風通しを対人援助の基本とする
- 4 府下全域で質の高い支援を目指す



2. 京都の行動障害者の現状把握

<ポイント>

- ・強度行動障害がある障害児者は府内に約4,250人（障害支援区分認定調査等で市町村が把握できた人数（推計含む））
- ・中核的人材（後掲）の支援対象となる特に点数の高い方は約750人

圏域	①行動関連項目10点～	②行動関連項目18点～	③見基準20点～	④見基準30点～
京都・乙訓	2,948	505	6	1
山城北	582	119	1	0
山城南	194	51	3	0
南丹	129	17	4	4
中丹	213	38	1	0
丹後	182	22	2	0
合計	4,248	752	17	5

3. 京都式広域的支援人材による集中支援事業計画書策定 2024春 協議開始 京都one team構想

1. 事業目的（京都府、京都市在住の方がご利用できるシステム）
2. 集中的支援推進会議（広域的支援を推進するメンバー会議）
3. 実施する広域的支援人材（尚広域的人材訪問先は推進会議にて決定）
4. 事業内容
5. 今後の課題点
6. 事業スケジュール
7. 広域的人材による集中的支援対象
8. 制度利用、募集要項
9. 支援内容
10. 中核的人材育成プログラムの参画（中核的人材研修受講サポート等）

2025年

京都式広域的支援人材による集中支援事業募集案内

- ①知的障害、発達障害等に起因する強度行動障害をお持ちの方の障害福祉サービスや障害児支援に繋がらない事例が全国散見される。
- ②本人や周囲に影響を及ぼさず自傷や他害などの行動が非常に激しくなり、それまでの生活の維持というものが難しくなった方も多く存在している。
- ③支援現場においては、強度行動障害のある方の状態が悪化し課題となる行動が頻発するような状態になった場合に、目の前の対応に追われ支援を振り返る余裕が持てず、現場が疲弊し支援力が落ちていくという状況もある。

ご利用者様、現場支援員の懸け橋となる

1. 事業概要

高度な専門性を有し、地域で支援をする「広域的支援人材」が、各事業所等を集中的に訪問（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所とともにを行い、環境調整を進めていく「事業所訪問型集中的支援」と、集中的支援ができる体制を整えているものとする施設事業所が受入支援を行う「居住支援型集中的支援」の両輪で、ご利用者様、支援現場、ご家族の安心なる生活の質の向上を目指す事を最大の目的とし、その事が**権利擁護、虐待防止**につながる事を基本としている。

2. 事業内容

- ①広域的人材による集中的支援
- ②集中的支援ご利用児様決定支援（事前相談、面談など）
- ③集中支援利用事業者への補助事業（Ⅰ：事業所訪問型 / Ⅱ：居住支援型）
- ④中核的人材育成プログラムの参画（中核的人材研修受講サポート等）
- ⑤コンサルティングによる支援者育成プログラムの醸成（コンサルテーションの普及）
- ⑥強度行動障害支援者養成研修との連携（中核的人材研修の府開催実施に向けて）
- ⑦関係機関との連携事業と課題の抽出と整理
- ⑧広域並びに中核メンバーによる研修計画（京都知福協各種団体との連携）

お申し込みいただくその前に

3. コンサルテーション受け入れ施設へのお願い

- 当該施設施設長もしくは副施設長等管理者1名と現場支援員の受け入れ担当者2名以上を可能な範囲で選任いただく
- 月一回の受け入れ施設側2~3名+広域的メンバー1名の確認会を開催
- 日々の記録に関しては『広域的支援DailyMtg_記録様式』を使用様式とする
- 状況に応じた即時の報連相を行えるツールの構築(メールもしくはLINE等で9時~17時運用を原則とし状況把握を迅速に行う)
- コンサルテーションの成果を考えると、コンサルと受け入れ施設の相互コミュニケーションが重要かつ必要不可欠
- 支援員、管理される方、ご利用ご家族様、ご利用者様、そして私たちコンサルタンの気づきを一つにする中で、障害福祉に関わる皆様の気づきを構築することが最大の成果と考え、一緒に判走できることを願っております

4. 決定までのスケジュール

- 募集：5月上旬~5月31日 京都府から各市区町村へ案内を発信
- 応募方法：以下4点を揃えて行政(各市区町村)へ提出
 - ①所定の申込用紙(別紙,集中的支援の実施申請書)
 - ②基本情報シート(別紙,1)
 - ③行動関連項目シート(別紙,2)
 - ④サービス等利用計画書(最新)
 ※応募については、以下の内容についてもご確認の上でお願いいたします
- 選考方法：集中的支援推進会議にて応募者様より提出いただいた申請書類を元に確認協議を行います。その後、事前調査や選考面談を経てご利用者を決定。なお、面談等の実施及び決定については6月内を予定しています。

5. 京都式集中的支援推進会議 府、市、事業者三位一体

集中的支援推進会議とは、京都府下全域にこの制度を拡散する事と京都府、京都市、事業者、知福協が制度進行上の確認を行い、ご利用者様、事業者様の一助となる為に行う会議を指す

- 京都府 障害者支援課(事務局)
 京都市 障害保健福祉推進室(事務局)
- 社会福祉法人 京都ライフサポート協会理事 樋口幸雄
 社会福祉法人 日本知福協会長
 社会福祉法人 福知山学園理事長 松本 修
 京都知福協副会長
 京都知福協事務局長 森田政寿
 社会福祉法人 京都ライフサポート協会 濱村 怜
 社会福祉法人 南山城学園 西田武志
 社会福祉法人 福知山学園 氷上賢一
 社会福祉法人 菊峰会 松尾浩久

会議スケジュール

メンバーの予定、一年間の会議について4月当初日程を確定させて安定的な会議運営を行う

- 〈京都式集中的支援推進会議 開催時期〉
- 4月 全体会議(各市区町村発信資料等の事前確認会)
 - 6月 全体会議(応募状況の確認並びに決定に至る確認) 約半年のコンサルを行う中で進めていきたい(状況に応じた支援)
 - 9月 全体会議(集中的支援の各実施状況の確認と共有)
 - 10月~ 京都知福協コロガにて実践報告年間3本予定(前年度分の発表)
 - 12月 全体会議(各コンサル進捗状況の確認) 年度総括、来季に向けて事業計画の見直し並びに報告書作成
- ※翌年2月は来期に向けての全体確認会
 ※広域の人材は状況に応じて適宜募集
 ※コンサルと並走して取り組みを発表いただく機会を設ける

7. 居住支援活用型の集中的支援を実施する施設と

中核人材の育成の相関

今後の集中支援受け入れ並びに地域拠点となる本来の拠点の概念を履行する

事業所名	事業種別	所在地 連絡先(電話番号)	該当要件①、②、③	発着年・月
1	機手通り43番地(福)	施設入所支援 京都府水湊川山市山城町 平尾橋手43番地1 0774-86-0508	①③	令和7年6月
2	あまた里光園	施設入所支援 京都府福知山市三和町 千原35番地の1 0773-58-2822	①③	令和7年6月
3	おさだの翠光園	施設入所支援 京都府福知山市宇長田 98番地の1 0773-23-5257	①②	令和7年6月
4	むとへ翠光園	施設入所支援 京都府福知山市長田 上松2707番地の1 0773-27-0678	①②	令和7年6月
5	■	施設入所支援 京都府福知山市観音堂 甲斐1-2 0774-54-4507	①③	令和7年6月
6	■	施設入所支援 京都府福知山市観音堂 甲斐1-2 0774-54-4507	①③	令和7年6月

*以下の居住支援活用型の集中的支援を実施する施設の該当要件にあたる番号を記入する

- ①施設入所支援においては、重度障害者支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)、共同生活援助・短期入所においては、重度障害者支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定できる体制があること。障害児入所施設においては、強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)を算定できる体制があること。
- ②強度行動障害を有する児者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けていること。
- ③都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力していること。

8. 対象

強度行動障害を有する児者であり、その状態が悪化し現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなっている児者。また実際にサービス提供し支援をしている施設事業所が、集中的支援の介入により新たな支援を見出したいと望まれる対象児者。

具体的には以下のいずれかに該当する方となります。相談支援事業所等とも情報を共有された中で申請を進めていただきます。

- 知的障害、発達障害の程度が重度・最重度であり、自閉症スペクトラムのある方
- 行動関連項目10点以上の方
- 京都府下全域より8名の方の募集を予定(京都府下、並びに京都市においては支援内容は同じであるが、今年度支給方法等は異なることをご理解ください)

9. 制度利用について

京都式強度行動障害モデル事業の最大の特長
集中的支援推進会議を決定機関として

▶京都府と京都市の公費負担を受けられると
重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）の費用負担で賄われる事で
大きな法人、小さな法人問わずこの制度を受ける事が可能
各都道府県の障害施策に対する矜持

民間コンサルテーションとの差別化を図る事が可能
金額の多寡でコンサルを諦める事が無くて済む

京都式強度行動障害地域支援体制整備促進事業 制度のフロー

京都市バージョン

▶事業を利用したい（助言を受けたい）障害児者の支給決定が『京都市』

- ①支援の必要性を感じた事業所は、相談支援等と協議の上京都市の行政区へ依頼
- ②京都市は集中的支援推進会議と共有し、支援要否を検討の上支援を決定
- ③事業所は広域的支援人材（法人）と業務委託契約を締結
契約内容：1ケース1回4万円、延べ12回＝48万円
＞1ケース1回1万円、延べ12回＝12万円（事業所集中支援より各事業所請求）
＞京都市独自の補助支援を述べ3万円×延べ12回＝補助36万円支給
- ④事業所は京都市へ補助金交付申請（任意）
- ⑤広域的支援人材は支援を行い、その結果を事業所へ共有
- ⑥事業所は広域的支援人材に委託料を支払い（別途契約書有り）
- ⑦事業所は京都市へ補助金実績報告・精算払（任意）
- ⑧福知山市在住であるが支給決定市町村が京都市の場合は京都市へ

(2) 集中的支援の実施

広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する事業所等に対して、対象児者の状況や支援内容を確認しながら助言援助を行います。事業所等は広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行います。下記どちらか又は両方の方法で支援を行います（※判断は推進会議にて決定）

▶集中的支援Ⅰ型（事業所訪問型）

広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共にを行い、環境調整を含めたコンサルテーション事業となります。

▶集中的支援Ⅱ型（居住支援型）

入所施設やGHの短期入所を活用し、一時的に環境を変えた上で適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で、元の生活での環境改善を行う事業となります。

京都式強度行動障害地域支援体制整備促進事業 制度のフロー

京都府バージョン

- ▶事業を利用したい（助言を受けたい）障害児者の支給決定が『京都市以外の市町村』
- ①支援の必要性を感じた事業所は、相談支援等と協議の上支給決定市町村へ依頼
 - ②依頼を受けた市町村は京都府へ依頼
 - ③京都府は広域的支援人材と共有し支援要否を検討の上支援を決定
 - ④事業所は広域的支援人材（法人）と業務委託契約を締結
契約内容：1ケース1回4万円、延べ12回＝48万円
＞1ケース1回1万円延べ12回＝12万円（事業所集中支援より各事業所請求）
＞京都府は別途広域的支援人材（法人）に支援を業務委託 36万円
 - ⑤広域的支援人材は支援を行い、その結果を事業所へ共有
 - ⑥事業所は広域的支援人材に委託料を支払い

10. 事業内容

(1) 集中的支援実施計画

広域的支援人材は、集中的支援の実施にあたり事業所等へ訪問等を行い、当該児者と生活環境のアセスメントを実施し、集中的支援実施計画を策定します。

〈集中的支援実施計画〉

- ・延べ12回の広域的支援人材による集中的支援は次の内容で実施とする。
- ・支援介入期間は、初期アセスメントのヒヤリング等を含め3～6か月とする
- ・12回の支援の内訳は、直接介入9回、リモート介入3回をデフォルトとするが、対象児者の必要性により契約時にその内容を設定させていただく
- ・尚、月1回直接介入日に受入事業所関係者と広域的支援人材でのケース確認会を開催する

※現在この内容を網羅可能な範囲で契約書に反映させることを考える、もしくは細則の如くこの募集案内を使用することを検討

(3) 集中的支援の終了

広域的支援人材は、集中支援の終了後、集中的支援実施報告書を作成します。そしてその報告書を活用し、対象児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行います。

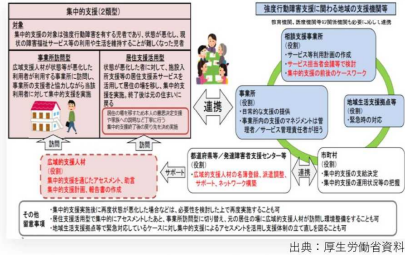
(4) 集中的支援終了後のフォローアップ

集中的支援の終了は設定された期間（3ヶ月）、もしくは推進会議において決定されます。※ケースによっては期間を前後することもあります。またフォローアップという形も事業において今後検討していく予定です。

事業目的

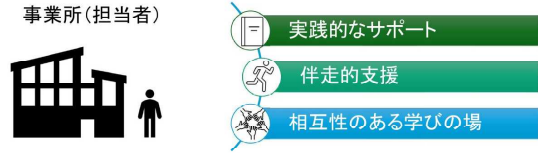
- 現状**
- 強度行動障害を有する児者の方々が、その状態の悪化により障害福祉サービスに繋がらない
 - 本人や周囲に影響を及ぼす行動障害が非常に激しく、それまでの生活の維持が難しくなった児者も多く存在する
 - 支援現場においては、状態が悪化した場合に、目の前に対応に追われ、支援を振り返る余裕が持てず、現場が疲弊し支援力が落ちていくという状況がある。

こうした状況を踏まえて、「広域的支援人材」が、
事業所訪問型集中的支援
 事業所等を集中的に訪問等し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等とともに環境調整を進めていく
居住支援活用型集中的支援
 集中的支援ができる体制を備えているものとする施設事業所が受入支援を行う



本事業でできること

本事業の目的は、本人の「強度行動障害がなくなること」ではなく、
 集中支援を通して、支援者や家族が**本人の行動特性や行動の背景を理解し**、
 関係機関と連携を深める中で、「**暮らしの選択肢を広げていくこと**」としています。



集中的支援 受け入れ施設へのお願い

1. 当該施設管理者1名、窓口担当者1名、現場支援担当者1名の選任
2. 受入事業所関係者と広域的支援人材でのケース確認会(訪問日)への出席
3. 集中的支援内容を関係職員に共有する
4. 記録に関しては「京都市集中的支援DailyMtg 記録様式」を使用様式とする
5. その他必要に応じてアセスメント、支援手順書等の作成、映像資料の提供
6. 実践報告会での発表

目的の実現に向けた、
取り組みの「主役」は皆さん(事業所・担当者)

集中的支援 実施スケジュール(モデル)

内容	7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
集中的支援(訪問)																				
集中的支援(ZOOM)																				
集例会																				
計 1.2回																				
7月	集中的支援開始				集例会①				訪問1回 / ZOOM1回 / 集合会出席				訪問1回 / ZOOM1回 / 集合会出席							
8月									訪問1回 / ZOOM1回				訪問1回 / ZOOM1回							
9月					集中的支援推進会議				訪問1回 / ZOOM1回				訪問1回 / ZOOM1回 / 集中的支援推進会議出席							
10月									訪問1回				訪問1回							
11月									訪問1回				訪問1回							
12月					集例会②				集中的支援推進会議				集合会出席 / 集中的支援推進会議出席							
1月									訪問1回				訪問1回							
2月									集中的支援終了				集中的支援推進会議出席							
3月					集中的支援終了				集例会出席(実践報告会)				集合会出席(実践報告会) / 集中支援実績報告書作成・提出							

- ・集中的支援 7月～2月(8カ月程度) 計1.2回
- ・実施日は各広域人材と調整(集合会予定: 7/2(休)、12/12(金)、3/10(火)を予定)

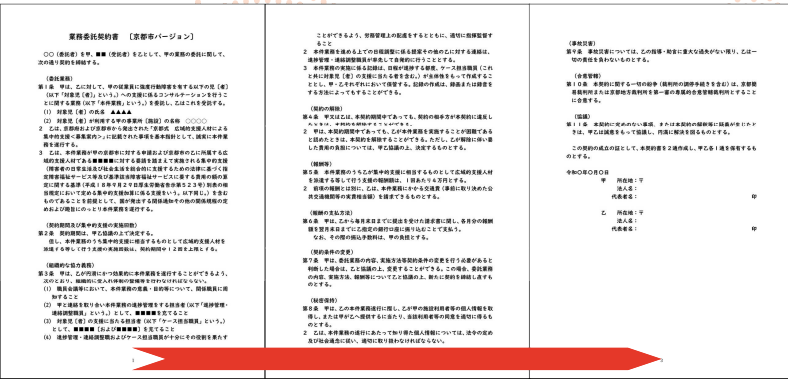
実施方法について

1. ケース概要、現状の支援内容の確認
2. 追加アセスメントと支援経過の確認
3. ケースと支援の課題点の確認、改善
4. 課題を基に支援の実施とその評価
5. 前回の反省をいかした支援の実施
6. 事業所・支援チームでPDCAサイクルの実施
最終回に実施内容をまとめ、共有・発表する

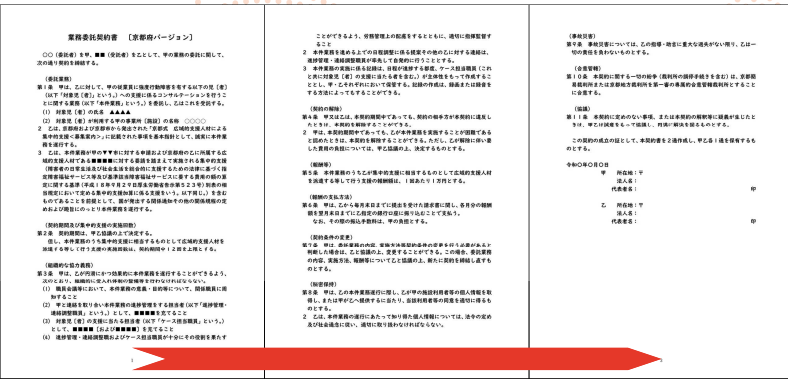
利用者情報シートについて

※別紙①をご参照ください

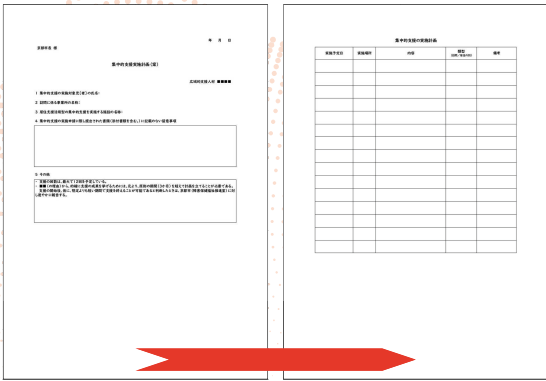
募集から支援実施報告までの流れ



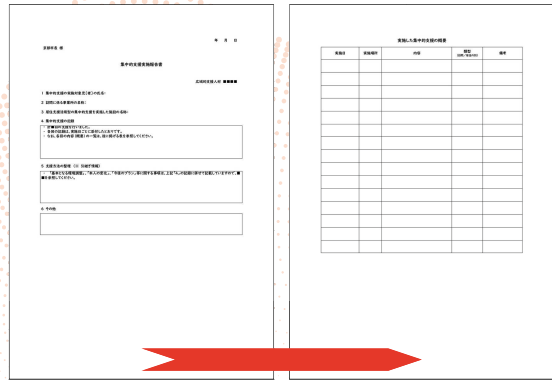
募集から支援実施報告までの流れ



募集から支援実施報告までの流れ



募集から支援実施報告までの流れ



2025年4月「京都市 広域的支援人材による集中的支援」始動 想定される課題の抽出

- 京都市下全域への集中支援の周知徹底
- 中核的人材の育成とネットワークづくり
- 各都道府県格差の是正(制度理解の差異点、補助等の理解)
- 事業者向けの応募形態から個人からの要望への変換
- 集中的支援推進会議の充実(府研修の中核)
- 令和9年度以降の中核研修都道府県実施に向けて
- 児童期の重要性(そもそも強度行動障害を根本から考える)
- コンサルタント育成(広域、中核研修の曖昧さ)
- 広域人材の認証と中核研修の妥当性

令和9年度以降の中核研修都道府県実施に向けて

《国から都道府県移行する中核研修について》

私たちが困っている事
令和9年と言われながら
決定していることが曖昧

- ・(R8年も含め) 研修受講者の選出について
- ・居住支援型施設の拡充がキーポイント

推薦の要件、選出選任要件

京都市は推進会議、府、市、知福協議の中決定

令和9年度以降の中核研修都道府県実施に向けて ①

- ・強度行動障害支援者養成研修〈実践〉の受講修了は必須要件
- ・上記研修と繋がりを持たせたカリキュラムとした中で、研修の実施・支援者の養成を行う
- ・国研修のようにEラーニングを多く用いるのではなく、実践型での研修を基本型とする
- ・強行実践研修修了者アドバンス（経験年次含めて必要な制度設計は必要）
- ・京都式広域的人材による集中的支援を具体的な実地カリキュラムとして研修に組み込む
- ・中核的人材として自施設事業所での役割を担うため具体的なコンサルから学ぶ事が重要
- ・京都式集中的支援推進会議にて評価並びに課題抽出を行い、質の高い研修を担保する
- ・国研修カリキュラムのe-learning量と実際の質についての**実施検証が必要**
- ・都道府県研修の場合は**実践型に変更する**

令和9年度以降の中核研修都道府県実施に向けて ②

- ・研修実施はZOOMでブレイクアウトルームを設ける国研修の形を都道府県研修において踏襲するならば、トレーナー等の人選・その他事務局としての役割についても要検討（国研修はeサービス・のぞみの園が担当）。またそうした役割担当者**の急務の育成が必要**
- ・都道府県研修移行の際、一定の質や内容を担保するには国研修の中身の踏襲が必要となるがe-learningの内容・ボリューム感を引き継ぐ事が**妥当なのか検討が必要**
- ・過去3か年の国の中核研修実施における**モニタリングの開示がありがたい**
- ・国研修は各都道府県3名（サブトレ1、受講者2）だが、都道府県研修の妥当な参加者数について要検討
- ・集合会での演習実施をデフォルトとするか、またどこまで都道府県独自で充実させていくか

★現状実施されている強行研修の都道府県研修についての状況・実際の把握について要確認

中核研修の都道府県実施において（R9年度より）

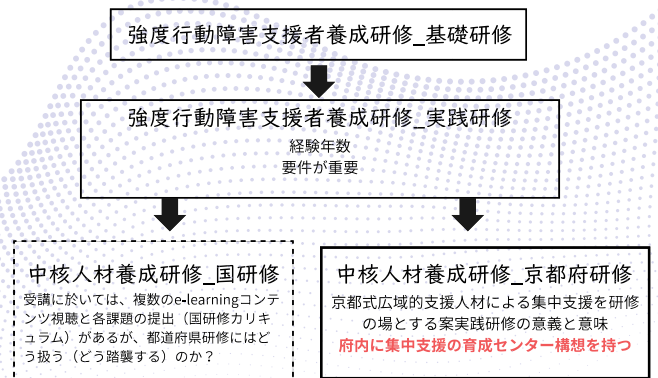
- 京都式集中的支援推進会議を軸に計画
- 京都府、京都市、事業者（京都知福協）
- 強度行動障害行動障害基礎研修,実践研修受講後
- 実務経験10年以上の方を中核研修参加者とする（別紙要件表）
- e-learning**活用型ではなく実践型**での研修を基本型とする
- 京都式広域的人材による集中支援を具体的な研修期間に組み込む
- 現状の集中的支援全体会議も含めて実践から見える化を図る
- 中核的人材、広域的人材は取得後も「育たなければならない」
- 要件が不明瞭な混乱が起こる事も容易に想定される

中核研修の都道府県実施において（R9年度より）

- 現状の国研修の課題を県開催において解決する
- WEB主体は各都道府県からの参集ではせざるをえない
- 研修実施メンバーは？広域並びに中核取得後の研修が最重要
- ※中核はサビ管的な感覚で捉えられてしまっている？
- ※中核人材は以降も「育たなければならない」
- ※広域人材の研修は？中核が先？広域が先？広域要件の曖昧さ

《京都府中核研修実施に際して》

- ・国研修からの「伝達研修」としての必須部分はどれくらいか？
- ・強度行動障害支援者養成研修「基礎」「実践」との繋がりが必要（中核研修の前研修としてカリキュラム等の見直し検討も？）
- ・強行研修の受講者の精査（経験年数不問という現状の参加要件）
- ・受講者数に限りがある（演習進めるのに大人数は厳しい）



【補足説明】

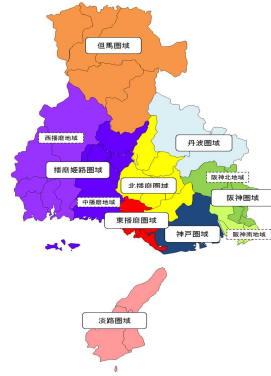
- ◎ 京都府では約 35 年前から、強度行動障害のある方への支援体制づくりに取り組んできた。平成 4～5 年には研究会を設置し、実態把握と支援のあり方をまとめた報告書を作成した。その後も京都知的障害者福祉施設協議会として、継続的に地域での受け皿整備や専門的支援の仕組みづくりの必要性を京都府に働きかけてきた。平成 28 年には、これまでの調査研究や現場実践の蓄積を踏まえ、京都府と協議を重ねる中で、強度行動障害の状態にある方を地域で支えるためには、個別支援だけでなく、圏域全体を支える体制整備、人材育成、関係機関の連携を一体的に進める必要があるという認識が共有された。そうした協議を経て、まず京都府事業としてモデル的な取り組みが具体化し、さらに京都市とも方向性を共有しながら、現在の京都府・京都市による事業につながってきた。こうした積み重ねが、現在の中核的人材・広域的支援人材の制度導入の土台になっていると考えている。あわせて、研修については座学だけでなく実践の場の充実が不可欠であり、基礎研修から中核的人材養成研修への連続性を支える中間的な仕組みも必要である。また、人材育成と支援環境の整備は一体で進めるべきであり、既存の専門的な養成の仕組みも活用できると考える。さらに、虐待防止の観点を研修に組み込むこと、施設職員だけでなく都道府県担当者にも十分な事前準備を行うことが重要である。
- ◎ 京都府・京都市の取組は、施設単独で抱え込まず、外部の視点を取り入れながら、府内全域で質の高い支援を実現することを目的とする。支援の基盤として、利用者理解、権利擁護、虐待防止、法令順守を重視し、事業者全体に共有している。
- この事業では、市・府・事業者が一体となる体制を明確にし、事業目的と運用方法を整理した。募集案内や事業概要を分かりやすく示すことで、行政、事業者、利用者が共通理解を持てるようにしている。
- 受入施設には管理者だけでなく現場職員 2～3 名の参加を求め、事業所全体で取り組む形を取っている。日々の記録やミーティングの様式もそろえ、支援内容を組織的に共有できるようにしている。
- 推進会議では、年間日程、会議回数、コンサルテーションの評価方法まであらかじめ定め、府・市・関係者が継続的に協議している。中核的人材養成には、受講者、サブ・トレーナー含め府 3 名、市 3 名を推薦し、広域的支援人材がそれを支える体制を整えている。
- あわせて、支援拠点となる施設や緊急時の受入先を位置づけ、必要時に対応できるようにしている。府と市は補助と委託の違いを調整しながら連携し、費用負担も含めて円滑に運用できる仕組みを整えた。
- 今後の課題は、中核的人材養成研修をより実践的なものにする点にある。e ラーニングやリモート中心の研修だけでなく、集中的支援の現場を研修に組み込み、実践に即した人材育成につなげる必要がある。将来的には、相談支援体制や関係機関との連携を強化し、強度行動障害の状態にある人を地域全体で支える仕組みへ発展させていく考えてある。

【質疑】 ○は自治体、●は民間、□は参加者からの質問・意見

- 厚生労働省で行った強度行動障害に関する検討会でご報告いただいたモデルは、集中的支援等の仕組みを構築する上で非常に参考になった事業の一つ。集中的支援の難しさは、単に支援者を派遣すればよいというものではなく、地域全体の受け皿づくりや、関係機関の連携体制を同時に整えていく必要がある点にある。その意味で、京都府は歴史的な積み重ねの中で体制整備が進んでおり、大変示唆に富むモデルだと感じている。中核的人材養成研修についても現時点で情報が十分にお示しできていない点については心苦しく思っている。都道府県ごとの自由度を尊重したい一方で、体制に余裕のない自治体では研修の「核」となる部分が抜け落ちてしまう懸念があり、そのバランスをどのように取るべきか、私たち自身も日々検討を重ねている状況。こうした観点からも、引き続きご助言をいただければ大変ありがたい。

- ◎ これまでの京都府のモデル事業では、対象事業所において管理者と現場スタッフの間に温度差が見られることが少なくなかった。そのため、現在の事業では、管理者に加え、現場スタッフ 2~3 名にも必ず参加してもらい、事業所全体として取り組む体制を取っている。また、事業への申込段階においても、事業所として主体的に参加することを管理者に承諾した上で申し込むことを求めている。
- ◎ この事業に参加した事業所が翌年も参加することの可否について、推進会議で議論があった。公費が出ている以上、原則として 1 回限りであるが、相談機会が完全になくなるわけではないという整理をした。今後は、広域的支援人材や中核的支援人材がいる施設、あるいは別のコンサルタントへ引き継ぐなどコンサルテーション事業を展開する方向性が議論されている。
- ◎ 京都式の目指すものは 2 点ある。第 1 に、京都府内に強度行動障害の状態にある人がどれだけ存在するかを把握することであり、そのために市町村を窓口とする点が特徴である。第 2 に、国の障害者部会にも提案しているように、集中支援を行える施設・事業所の整備が必要であるという点である。私が日本知的障害者福祉協会の院長として関わった 3 年間の「著しい行動障害のある人の実態調査等に関する検討会」においても、国へ具体的な提案を行ってきた。複数法人の連合体として事業を運営し、研修の場ともなることが望ましい。新たなものを作らなくとも既存の施設でも実現可能である。モデル事業の趣旨は、こうした取り組みを全国へ広げることもある。座学だけでなく、支援環境そのものを整え、専門性の向上につながるという。

兵庫県の障害福祉圏域と人口



【各圏域の概要（令和5年4月1日時点）】

圏域（地域）	構成市町	面積(㎡)	人口(人)
神戸	神戸市	557.05	1,501,678
阪神	阪神南地域	169.14	1,031,815
	阪神北地域	480.89	704,303
東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	266.33	711,447
北播磨	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、加東市、多可町	895.61	256,382
播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	865.25	562,614
播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、式根町、上郡町、佐用町	1,566.97	237,943
但馬	豊岡市、養父市、朝来市、新温泉町、香美町	2,133.30	150,797
丹波	丹波篠山市、丹波市	870.80	97,982
淡路	洲本市、南あわじ市、淡路市	595.63	123,444
計8圏域		8,400.95	5,378,405

※赤字は政令指定都市、青字は中核市

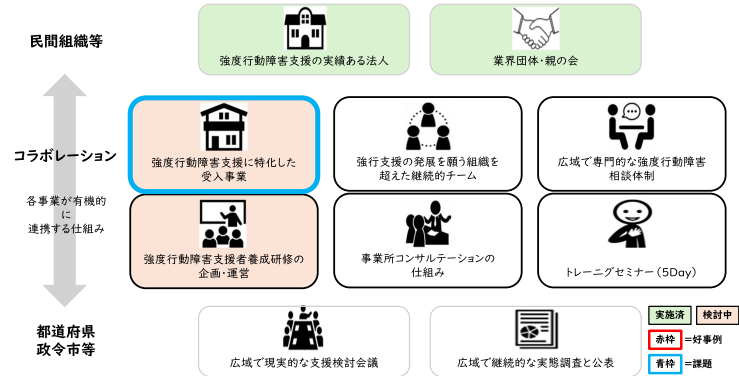
強度行動障害に関する地域支援体制状況 WEB報告

兵庫県障害福祉課
令和7年10月23日

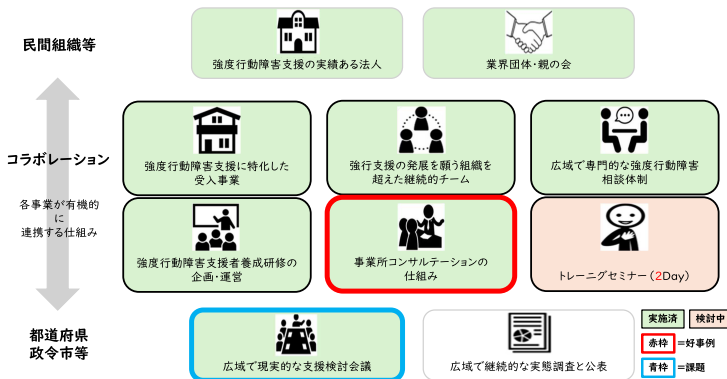
強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況（過去）

H30年の状況

1.体制整備モデル図の要素に関する、過去（取り組み開始時）の状況・現在の状況



強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況（現在）



2.現在に至るまでの体制整備の背景・プロセス・核になっている組織や人材

3.現在行っている強度行動障害に関する事業の予算・実施体制・効果・課題

これまでの経緯と取組

これまでの経緯と取組

1 取組のきっかけ

平成30年4月に本県三田市の住宅で親による障害者監禁事件が発覚、報道され、強度行動障害者に対する家族支援のみでは障害の強度化や家族の高齢化などにより支援の限界があることが示された。
 一方で、障害福祉サービスを利用しようとする場合、支援者の手が取られることや他の利用者に対する影響などを理由に利用拒否されたり、利用できたとしても支援に慣れていない職員の不適切な支援により、行動障害をより強度化してしまうケースも存在することから、在宅の強度行動障害者の安定した地域生活を実現するため、**緊急性の高い強度行動障害者に対して、行動障害の低減化を図る集中支援を検討**

四半世紀も監禁された息子 親の責任感と孤立の末

2018/7/5 06:30
 産経WEST | できごと 最新事件の核心
 << 1/3ページ >>



兵庫県三田(さんだ)市の住宅で、精神疾患を抱える長男(42)が20年以上にわたる一畳ほどのおりの中に閉じ込められていた。長男の親は多くの子に曲がり目はほぼ失明の状態。同居する父親(73)から相談を受けた三田市が長男を福祉施設に入所させ、兵庫県警は監禁容疑で父親を逮捕した。一家はどのような協力を抱え、地域や行政とどう関わっていたのか。孤立した家庭への支援のあり方も問われている。(産経新聞ネット版より記事抜粋)

3 強度行動障害スーパーバイザー養成事業の開始(令和4年度～)

(1) 事業の開始
 強度行動障害地域生活支援事業を開始し、緊急的な受け入れ体制は整備されたが、以下の課題があった。
 ①受け入れ可能施設が1施設であり、全ての申請者への支援が不可能であった点
 ②地域支援を行う中で、地域に戻った際の受け入れ施設の支援体制が十分ではなく、アフターフォローに大きく時間を割かれた点
 上記課題を踏まえ、兵庫県知的障害者施設協会がモデル事業として実施していたスーパーバイザー養成事業を県事業として実施し、地域の核となって圏域内の施設に対する指導助言が出来るスーパーバイザーの育成を図る事とした

(2) 事業の概要
 委託先:兵庫県知的障害者施設協会
 予算:3,104千円(令和7年度)
 財源:事業者負担1/2、国庫1/4、県1/4
 【国庫・地域生活支援事業費等補助金特別促進事業】
 内容:・3年間、原則月に1度の実際の事例を基にしたコンサルテーション研修(講師:北摂杉の子会堀内氏)を受講し、強度行動障害者に対する対応方法を習得
 ・3年間の研修後、強度行動障害に関する地域やアセスメント能力等を確認するスーパーバイザー認定会議を経て、兵庫県強度行動障害スーパーバイザーとして認定
 ・令和6年に5施設が修了し、計11名のスーパーバイザーが誕生
 備考:令和9年度に体制が整備され事業終了予定

圏域	R4	R5	R6	R7	R8
神戸	●		★		
阪神南	●		★		
阪神北		●		★	
東播磨			●		★
北播磨				●	★
中播磨	●		★		
西播磨	●		★		
但馬		●		★	
丹波		●		★	
淡路	●		★		

●:事業開始, ★:事業終了

2 強度行動障害地域生活支援事業の開始(令和元年度～)

(1) 事業の開始
 事件当時、強度行動障害者養成研修(平成26年～)の成果もあり、本県において強度行動障害を有する障害者の受け入れ可能施設は47施設存在したが、特に状態の悪化した者の受け入れ可能な施設は少なく、受け入れ可能な施設も入所定員が常にほぼ満床状態で緊急時の受け入れが難しい状態。
 そこで、平成15年12月より発達障害者支援センター(設置当初は自閉症・発達障害支援センター)を委託している社会福祉法人あかりの家の協力のもと、空床を確保しつつ、対象者の受け入れを行う地域生活支援事業を開始

(2) 事業の概要
 委託先:社会福祉法人あかりの家
 予算:19,432千円(令和7年度)
 財源:国庫1/2、市町負担金1/2、県1/2【地域生活支援事業費等補助金特別促進事業】
 内容:・市町からの申請に対して、集中支援協議会を開催し、支援対象者を決定
 ・社会福祉法人あかりの家において、行動障害を低減する集中支援を概ね3か月間実施(集中支援)
 ・通所施設の職員等が、集中支援実施時に1か月間実際に支援を行い、支援方法等を習得(地域支援)
 ・安定した生活の維持のため、その後の現状把握や改善に向けた助言等を実施(777-740-)
 実績:修了者10名(令和7年10月時点1名を支援中)
 課題:受け入れ可能施設が1施設であり、支援対象者の数が絞られる点
 ・地域に戻った際の受け入れ体制を整えるため、通所施設の職員等にあかりの家での研修を依頼(人件費は県負担)しているが、人員体制の観点からネックとなる
 ・市町に負担金を求めたことから、特定の市町からの申請が多くなったこと
 備考:令和8年度から集中的支援加算(Ⅱ)へ移行予定

これまでの経緯と取組

4 強度行動障害集中支援体制整備事業の開始(令和7年度～)

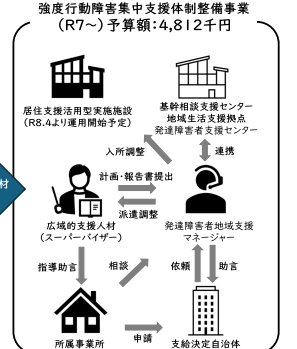
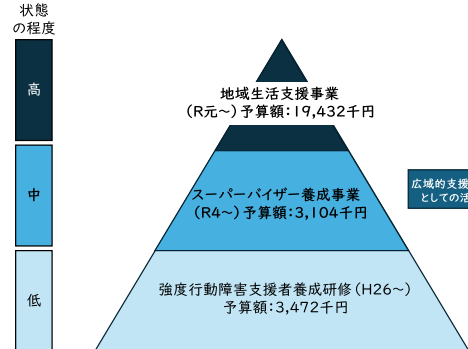
(1) 事業の開始
 令和6年4月の障害福祉サービス報酬改定により集中的支援加算が創設された事に伴い、本県ではスーパーバイザーを広域的支援人材として活用することとしたが、その運用にあたって、以下課題が考えられた。
 ①加算要件(1000点/回、オンライン可能)、自法人施設(広域的支援人材の所属施設含む)での支援も対象
 ②支給決定自治体における対象者の決定の困難さ(当初決定、延長決定)
 ③広域的支援人材間での支援力の平準化
 上記課題を踏まえ、県が直営で派遣調整を行った場合に適切に運用することが困難であったため、発達障害者地域支援マネージャーを新たに配置

(2) 事業の概要
 委託先:社会福祉法人あかりの家
 予算:4,812千円(令和7年度)
 財源:国庫1/2、連携市※負担金1/2、県1/2【地域生活支援事業費等補助金発達障害者支援体制整備事業】※R6.3.19通知により体制整備の実施主体となった政令市、中核市で県と一体的な運用を行っている市
 内容:・市町からの集中的支援実施依頼の受付
 ・依頼を受けたケースのアセスメント及び広域的支援人材への実施調整
 ・集中的支援実施計画書の受付、内容の確認
 ・広域的支援人材や市町、事業所等との連絡、調整、助言等の総合的な実施
 実績:集中的支援加算(Ⅰ)1名(令和7年10月時点)
 課題:・加算額と派遣にかかる経費(40,000円、広域的支援人材間での申し合わせ)の乖離
 ・認知不足による依頼件数の伸び悩み

これまでの経緯と取組

これまでの経緯と取組

5 令和7年度兵庫県強度行動障害施策体系[R7予算額:30,820千円]



6 取組の効果と課題

(1) 取組の効果
 スーパーバイザー養成事業を実施したことにより以下の効果を感じている
 ・参加事業所において、地域の核となる施設であるという社会的使命を持ち、困難事例の受け入れ先となっていた
 ・参加事業者外の施設に対しても見学会などの機会を通じて標準的支援の周知が進んでいる
 ・スーパーバイザー修了者間での交流や意見交換も活発で強行支援のあり方についての議論が進んでいる
 ・事業を通じて県知協との打ち合わせが年数回開催されることとなり、良い知見をいただけるようになった

(2) 取組の課題
 地域生活支援事業が令和7年度に、スーパーバイザー養成事業が令和8年度に事業完了する中で以下の課題がある
 ・地域生活支援事業での集中支援対象者を決定していた自立支援協議会(強度行動障害者支援部会)のあり方
 ・スーパーバイザー養成事業を通じて行ってきた県知協との打ち合わせの継続
 その他項目としては以下のとおり
 ・強度行動障害支援者養成研修を受講するだけでは、実際の支援にあたって十分な支援力が養成されているとはいえず、集中的支援による事業所コンサルテーションの効果に疑問
 ・県が主導的に強度行動障害支援に取り組んできたことで、県内市町での強度行動障害に対する認識が低く、支援ニーズの調査や体制整備が進んでいない(また、その方法も不明)
 ・強度行動障害に対する取組が加算制度に取り込まれたこと、また、自主事業を行う際の財源が補助金で一般財源の持ち出しがある中、実施の根拠が通知でないため、首長の姿勢により各自自治体での取組に差が生じること
 ※国制度がある中で、自主財源の捻出が必要ことから、取組にあたっての財政当局との調整が困難

集中的支援の実施、整備状況

4.集中的支援の実施、整備状況

- 1 体制の整備状況
 (1) 事業所訪問型(集中的支援加算Ⅰ)
 令和7年4月より兵庫県、神戸市(政令市)、尼崎市、西宮市、明石市(中核市)との一体となった運用を開始(姫路市のみ独自体制での運用。居住地特例による混乱を懸念)
 【広域的支援人材の登録状況】
 ・12名登録(令和7年10月現在)
 うち、11名はスーパーバイザー養成事業修了者(該当要件③都道府県等の認める者)
 うち、1名は発達障害者地域支援マネージャー(該当要件②発達障害者地域支援マネージャー)
 ・令和8年4月には、新たに7名のスーパーバイザーが誕生する予定で広域的支援人材として登録予定
 (2) 居住支援活用型(集中的支援加算Ⅱ)
 令和7年10月時点で登録無し(地域生活支援事業からの移行の兼ね合い)
 令和8年4月より、スーパーバイザー養成事業実施施設を中心に、5施設程度(最大8施設)の登録を想定
- 2 支援の実施状況
 (1) 事業所訪問型(集中的支援加算Ⅰ)
 1件(令和7年10月現在)
 活用までの相談は10件近くあるものの、
 ① 加算額と派遣にかかる経費(40,000円、広域的支援人材間での申し合わせ)の乖離
 ② 当事者支援ではなく、支援者支援であることから、相談から支援まで至っていないケースが散見される
 (2) 居住支援活用型(集中的支援加算Ⅱ)
 実績なし

5.今後の展開イメージと課題に感じていること

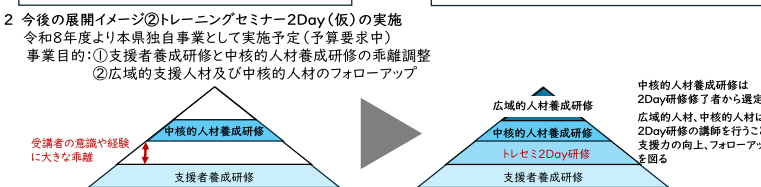
強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況 (これからの展開)



今後の展開イメージと課題

今後の展開イメージと課題

- 1 今後の展開イメージ①広域で現実的な強行支援の検討会議の実施
 令和8年度より、現在の強度行動障害支援部会のあり方を変更スーパーバイザー養成事業で培った県知協や広域的支援人材との繋がりを活かした部会とする方針
- | | |
|--|---|
| <p>【現行】
 強度行動障害支援部会(集中支援協議会)
 位置づけ:自立支援協議会の部会に位置づけ
 開催回数:年1回
 委員:9名(学識、医師、福祉(施設・相談・家族)、行政)
 アドバイザー:3名(発達M、広域的支援人材(県知協強行委員、副委員長)、中核的人材)
 【内容】
 強度行動障害にある方に対する集中的支援の状況報告や課題ニーズの把握、今後の県施策についての検討、協議</p> | <p>【変更後】
 強度行動障害支援部会
 位置づけ:自立支援協議会の部会に位置づけ
 開催回数:年1回
 委員:10名(学識、医師、福祉(施設・相談・家族)、行政)
 アドバイザー:3名(発達M、広域的支援人材(県知協強行委員、副委員長)、中核的人材)
 【内容】
 強度行動障害にある方に対する集中的支援の状況報告や課題ニーズの把握、今後の県施策についての検討、協議</p> |
|--|---|



- 1 今後の課題①広域で継続的な実態調査と公表
 障害ではなく状態である強度行動障害について、広域的な実態調査を行う方法・目的が不明
 例えは、
 ① 施策検討に必要な客観的な数値を把握する方法で行動障害関連項目の点数以外に何か方法があるか?
 ② 把握すべき実態とは? 支援ニーズとは? 客観的に把握している受入拒否や精神科病院入院者の地域移行以外にどのような事を想定しているのか? ニーズ調査を行った際に発生するメリットに疑問。
 ③ 整備すべき体制とは? ニーズを把握したとして、財源(国庫補助メニューも限られ、その限度額も少額、一般財源捻出の法的根拠無)が無い中、どのように支援を進めるのか?
 上記、都道府県単位で行うにあたっての課題でもあるが、検討会報告書(令和5年3月)で支援ニーズの把握及び体制整備を役割として示された市町からの問い合わせについても回答に窮している。地域による差異は社会資源の差などあれど本質は異なるないため、**国においてもイメージや一定の指針を示されたい。**
- 2 今後の課題②都道府県等における中核的人材養成研修の実施
 国における中核的人材の支援力を担保したいという考え方には非常に賛同するものがある。ただし、支援力の担保を図るためには、地域の実態に合わせて**「都道府県等に丸投げ」**するのではなく、国においても以下のとおり対応願いたい。
 ① 中核的人材養成研修修了基準の客観的な評価指標の作成
 7月に示された要綱では、「本事業の支援内容が定着したことを確認した者」を修了者とする主観的な判断基準となっている。加算の対象となるため、受講放棄等明らかな外形的要因を除けば、不服審査があった際の説明に窮するため、主観による判断では、認定機能が正常に働かず、受講者全員が修了することとなり支援力の担保が図られない
 ② 中核的人材養成研修トレーナー等の標準的研修内容の継続的な更新
 のぞみの園での研修を継続し、標準的な研修内容を状況に応じて更新することがなければ、地域差が発生する
 ③ 国制度に基づいた研修であるため、財源の確保は必須
 受講定員数に応じた標準的な経費については算出可能であり、定額での補助をお願いしたい

【質疑】 ○は自治体、●は民間、□は参加者からの質問・意見

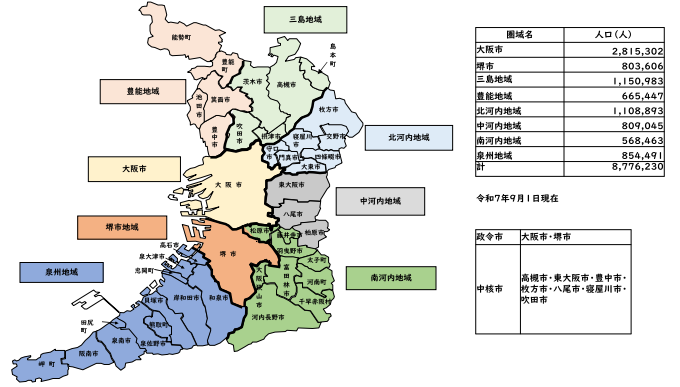
- 最初の取り組みとして、受け入れ先を確保することを進めてきたと思うがその理解でいいか。
- お見込みのとおり。まずは、本当に緊急な状態にある方を受け入れるところを作ることを最初の課題として捉えて実施した。その中で見えてきた課題から、コンサル活用しながら受け入れ先を増やしていく流れに繋がった。
- 非常にシステマティックに積み上げており、参考になる取り組み。スーパーバイザー養成事業に関わっている方を中核的人材養成研修に推薦することも仕組みとして整っていると思う。大阪府でも委員会で研修に推薦する人材を選考している。そのような仕組みづくりが必要になると思う。
- 三田市の事件は児童精神科領域でも衝撃的であった。論文や文献が多数出ており参考になることが多い。現在、兵庫県の中で医療との関わりについてお伺いしたい。
- 来年度から強度行動障害に関する部会のあり方を変える。医療からの人数も増やして連携を強化していきたいと考えている。
- 発達障害者地域支援マネジャーを発達障害者支援センターの中に配置したとのことだが、センター職員を地域支援マネジャーに位置づけたのか、支援現場で働いている方を位置づけたのかどちらか。
- 発達障害者支援センター受託法人の支援現場の方を新しく発達障害者地域支援マネジャーとし、センターに配属変更になった。その方が主に集中的支援に関する業務を行っている。集中的支援の件数が多くないのもあり、広域的支援人材に丁寧に寄り添いながら進めてもらっている。
- 発達障害者地域支援マネジャーには自治体や地域の事業所から等広域的な相談の役割も担われているのか。
- その通り。
- 広域的支援人材をスーパーバイズするチームが必要ではないかと思う。その辺りはどのように考えているか。
- 発達障害者地域支援マネジャーを中心に、広域的支援人材に集まってもらい、ケース検討する場を設けようという話をしている。
- 予防的な側面から児童期からの適切な支援についても両輪として考えるべきポイントと思っている。児童期への取り組みと児童期の行動障害の把握についてもお伺いしたい。
- 従前から療育等支援事業というのを継続して実施している。令和6年4月の改正児童福祉法の施行に合わせ、そのあたりは市町が基本的に実施主体となったこともあり、県として取り組むのが非常に厳しくなってきたと思う。国の動向を見ながら検討していきたい。

強度行動障がいに関する地域支援体制状況 WEB報告

大阪府福祉障がい福祉室地域生活支援課、生活基盤推進課

令和7年10月23日

<大阪府内8地域別分布図とその人口>

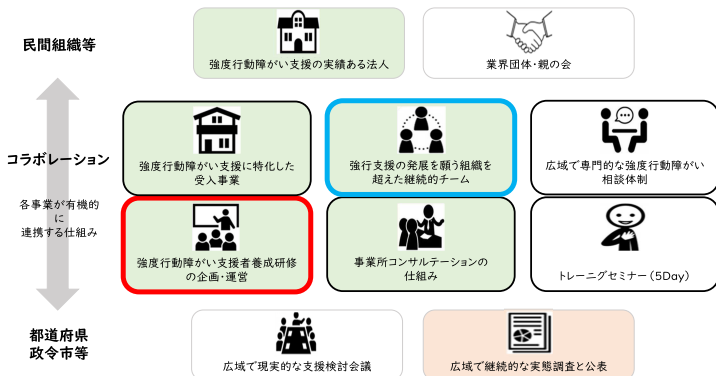


1. 体制整備モデル図の要素に関する、過去(取り組み開始時)の状況・現在の状況

強度行動障がいに関する地域体制整備の取り組み状況 (~平成30年度)



強度行動障がいに関する地域体制整備の取り組み状況(現在)



2. 現在に至るまでの体制整備の背景・プロセス・核になっている組織や人材

【強度行動障がい支援あり方検討の実施】（平成28年～30年）

・強度行動障がい支援の方向性を整理するため、府立砂川厚生福祉センターいぶき（以下、「いぶき」と言う。）、府障がい者自立相談支援センター（知的障がい者更生相談所）、市町村、民間の役割分担について庁内において検討。

（いぶきについて）

昭和36年11月	砂川厚生福祉センター開設。最盛期は7つの生活棟、定員500名。
平成15年度	措置から支援費制度へ、府立の社会福祉施設としてのあり方の検討を実施。 対応可能な分野は民間に移行し、専門性の高い支援が必要な障がいの者の受入れを府の役割と整理。
平成24年度	再編完了。いぶきを強度行動障がい支援の「特化型施設」とする。 民間事業者で支援困難な強度行動障がいの状態を示す方を受け入れて支援を行い、行動障がいの状態の軽減を図り、地域移行を行うことが役割となる。 また、その実践から得た支援ノウハウにより大阪府内の人材育成や支援方法の情報発信、利用者の地域移行に繋げる役割も担う。
あり方検討時	特化型施設になった結果、入所者に重度者が占める割合が増加。 相互に刺激をしまい、さらなる不安定な様相を示すなどの課題も見られ、利用者の地域移行が進まず、新規受入れができていない状況にあった。

（府内の強度行動障がい者の実態について）

平成28年	実態調査を実施。府内に7,546人の強度行動障がい者があり、その約50%強が在宅、約20%強がグループホームと、全体の約75%が地域で生活しており、約25%が施設入所していることが明らかになった。
-------	--

（民間事業者について）

一方で、適切な支援を実施できる支援機関は少なく、また、状態の不安定さ、激しさから、地域で受入れ先がなく、家族が負担を強いられる状況にも陥っていた。

あり方検討の結果（当時）

大阪府の役割、方向性を以下のとおり整理。

対象・目的	役割
現在の民間事業所や地域で支援が難しい方	いぶきにおける直接支援 → 継続 支援方策の研究 → 新たな事業として展開
地域での受入れ拡大に向けた支援	民間事業者支援、人材養成 → 継続（強度行動障がい支援者養成研修は当時から直営） 民間事業所のハード整備支援等 → 継続
強度行動障がいの重度化予防に向けた支援	教育分野における支援の充実と福祉との連携等 → 新たな事業として展開

3. 現在行っている強度行動障がいに関する事業の 予算・実施体制・効果・課題

現在行っている強度行動障がい支援に関する事業

事業名	開始年度	令和7年度予算額
① 大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業	令和6年度	526千円
② 大阪府立砂川厚生福祉センター利用者地域移行支援事業補助金事業	平成26年度	360千円
③ 教育と福祉の連携事業	令和2年度	192千円
④ 地域生活促進アセスメント事業	令和6年度	966千円
⑤ 大阪府地域生活推進事業費補助金	令和6年度	10,000千円

現在の府の強度行動障がい支援に関する事業①

【大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業】（令和6年度～）

あり方検討の結果、支援方策の研究を行うこととなり、以下のとおり進め、現在にいたるまで事業を継続している。

○プロセス 【難治群支援方法検討会】（令和元年度～5年度） ・医師、支援の研究に携わっている学識経験者、豊富な支援経験を持つ民間支援者の外部有識者を交え、標準的な支援を継続しても状態の安定が見込まれない方々への支援手法の検討、整理。 ・検討を繰り返す中で、標準的な支援を継続しても状態の安定が見込まれない方々の背景に、感覚や刺激に対する顕著な過敏さや鈍麻さを有する等個別性の高い特性に配慮が必要なこと、過去の誤字の繰り返し等経験の重複に着目が必要であること等がわかる。 →大阪府版強度行動障がい専門支援モデル（以下いぶきモデル）として、主に強度行動障がい支援者養成研修にて教授する標準的支援と、それだけでは支援効果が十分ではない場合に実施する支援を一体的にまとめる。
○事業内容 ・いぶきモデルを普及するために、強度行動障がい支援を実施する3法人に対して研修やコンサルテーションを実施。 ・年度末には3法人合同の報告会を実施。
○効果 ・コンサル実施法人からは、「ベネフィット支援が十分にできていないとしたり、その振り回りの機会になる。」「感覚や受容等、これまでのアセスメントと異なる視点からのアプローチが可能となった。」との意見。
○課題 ・さらなるモデル改良と普及方法の検討が必要。

現在の府の強度行動障がい支援に関する事業②

【大阪府立砂川厚生福祉センター利用者地域移行支援事業補助金事業】（平成26年度～）

○プロセス ・府立施設の再編整備計画に伴い、いぶきの利用者を地域移行させ空床を確保する必要が生じたことがきっかけで、平成26年度に創設。 ・再編整備後も補助金の名称を変更して継続。
○事業内容 ・いぶき利用者が地域移行する際、グループホーム等への受入れにかかる設備改修及び整備を実施した場合、その経費に対し予算内で補助金を交付する。 ・1人当たり補助上限額180万円
○効果 ・地域での住まいとなるグループホーム等の改修や整備を図ることで、移行者の継続的で安全な生活につながる。 ・また、受入れグループホーム等では、受入れの実績が支援ノウハウの蓄積となり、更なる受入れ促進につながる。また、在宅での支援が困難な方をグループホームで受入れの促進が図られる。
○課題 ・特になし。

現在の府の強度行動障がい支援に関する事業③

【教育と福祉の連携事業】(令和2年度～)

あり方検討の結果、強度行動障がいの重度化予防に向けた支援を行うこととなり、以下のとおり進め、現在にいたるまで事業を継続している。

<p>○プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度:学識経験者より府立支援学校リーディングスタッフ(地域支援の中心として支援学校で約2名任命される)に向けて行動障がいについての講義。 令和3～7年度:学識経験者より府立支援学校に対して、行動障がいの児童・生徒についてのコンサルを実施。(2～3校/年)
<p>○事業内容</p> <p>(1) 府立支援学校コンサル校(2校)に対するコンサルテーション</p> <p>① 2校合同事前研修会・前年度コンサル校のリーディングスタッフを招いての座談会</p> <p>② 各校コンサルテーション</p> <p>③ 2校合同報告会(府内全支援学校対象)</p> <p>(2) いぶき見学会を実施(府内全支援学校対象)</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 強度行動障がい支援者養成研修実践研修の「関係機関との連携」のコマにおいて、「教育機関との連携」を新設。コンサル校のリーディングスタッフより現場の支援学校の取組みの講義とした。
<p>○効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育と福祉の支援機関が連携し障がいの理解を深めることで、障がいの見守りからライフステージを通して一貫した適切な支援を受け、行動障がいの重度化予防につながっている。
<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> コンサルを実施した校内でのノウハウの蓄積と校外での汎化がさらに進むと良い。

現在の府の強度行動障がい支援に関する事業⑤

【大阪府地域生活推進事業費補助金】(令和6年度～)

<p>○プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府障がい者自立支援協議会の提言「地域における障がい者等への支援体制について(令和5年3月)」において、本人中心の視点に基づき、地域で生活することの重要性について(認識を形成・共有)した上で、地域生活の継続や地域移行を前提とした取組みを進めていくために、事業所及び本人、家族が、障がいの地域での生活をイメージするとともに、地域に居るさまざまな社会資源が有機的に連携し、課題に対応していく必要があることが示された。 また令和5年度に実施の「施設入所の待機者に関する実態調査」でも待機者1,077名のうち、863名が障がい支援区分5,6の重度障がい者(うち569名が行動関連項目10点以上)、498名が地域生活継続の可能性を検討されていないことから重度障がい者の地域生活に向けた意識醸成と理解促進に取り組む必要があった。 障がいの地域生活についてさらなる推進を図るため、障がい者本人やその家族、また、入所施設やグループホーム等の事業所の意識醸成を図る普及啓発や地域生活推進の実践的な取組みにより、府内で障がいの地域生活推進に取り組む法人等に対して補助金を交付する「大阪府地域生活推進事業費補助金」を令和6年度に創設。
<p>○補助対象事業(令和7年度)</p> <p>(1) 地域生活推進の意識醸成を図る普及啓発事業</p> <p>地域生活の継続、障がい者支援施設等からの地域移行の推進に向けて、本人、ご家族の実状や不安等を踏まえた上で、障がいのある方の地域生活の様子を事業所や本人、家族がイメージできるよう、地域生活の体験等の具体的な取組みを含めた、意識醸成のための普及啓発事業。</p> <p>(2) 事業所連携による地域生活推進の実践モデル事業</p> <p>① 実践モデル事業:障がい者支援施設を始めとする地域の事業所がネットワークを構築し、入所待機者や施設入所者等を対象に、本人の意思決定のための丁寧な段階的アプローチを通して、個々の障がい者が希望する多様な地域生活のかたちに応じた支援を府内において広く実践するモデル事業。</p> <p>② 連携強化事業:地域の事業所の支援力を底上げするとともに、障がいの地域生活を支えるために事業所間が相談し合える体制の構築を図るため、大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業の参加法人と連携し、圏域等において事業所の管理者を含めた支援者等に向けた取組みにより、障がいの地域生活推進に当たり必要となる事業所の知識及び技術を向上し、事業所間が連携して障がいの地域生活を支える体制構築をはかる連携強化事業。</p> <p>→ 実践モデル事業の取組みにおいて、大阪府が実施した「大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業(参考)」において専門的支援スキルの習得や事業者間の関係構築に取り組んだ参加法人と連携し、事業所の支援力向上や事業所間の連携体制の構築を図る取組みを実施。</p>
<p>○補助金上限額 10,000千円 補助率10分の10</p>

参考【大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業(事業所コンサルテーションの取組み)】(令和2年度～令和6年度)

入所施設から地域生活への移行や「親なき後」において、重度知的障がいの者の暮らしの確かなるグループホームの確保が課題としてあったことから、重度知的障がい者に対する対応可能な支援スキルを持つ法人を確保し、重度知的障がい者の地域での生活を支える体制を整備する「大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」を実施。

先駆的に取り組む法人に委託し、そのノウハウを活用して、重度知的障がい者に対応可能な法人を養成。

「コンサルテーション研修」「実地研修」等により、障がいの特性に応じた専門的な支援方法や環境設定、組織マネジメントなど、法人全体で適切な支援を行う上で必要となる知識や技術を具体的な体系的に習得。

※支援方法を習得した法人が地域に支援を展開していくために、府としてのバックアップが必要。

○現状

- 令和8年度からの実施に向けて庁内での検討を進めている。

現在の府の強度行動障がい支援に関する事業④

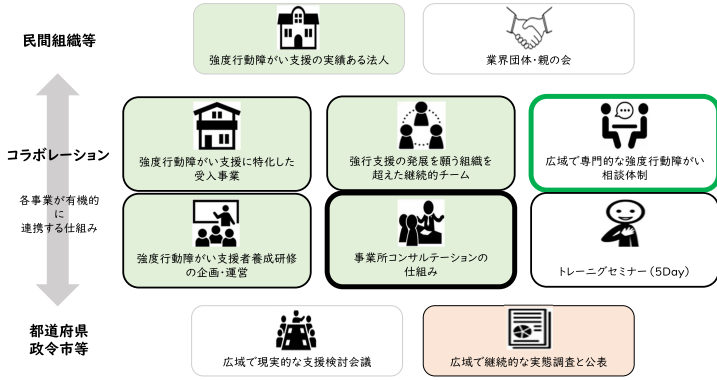
【地域生活促進アセスメント事業】(令和6年度～)

<p>○プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に大阪府障がい者自立支援協議会の「地域における障がい者等への支援体制について」の提言の中で、障がい者支援施設からの地域移行をさらに促進し、入所待機者を解消するために市町村における相談支援体制の充実・強化や、地域での支援体制の整備が求められる。 府内の障がい児者のうち、施設入所を希望しつつ自宅やグループホームなどで待機している方の人数を調査。⇒令和5年4月時点で1,077人。(大阪府除く)内、行動関連項目10点以上は、619人。 第7期障がい福祉計画において、令和8年度末までに強度行動障がい者を有する見守りに関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、「各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施」「各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデルを参考とした取組を実施」という成果目標を設定。⇒調査項目の問い合わせ等がある。
<p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府と府内8圏域の相談支援専門員が協働して、以下を作成。 <ol style="list-style-type: none"> 自宅やグループホームで生活している施設入所希望者が、地域で暮らし続ける可能性を探るためのアセスメントシートとマニュアル。 施設入所者の地域生活への移行を促進するためのアセスメントシートとマニュアル。 「強度行動障がい者を有する見守り支援の地域支援アセスメントシートとマニュアル」⇒強度行動障がい者を有する見守りが地域で生活するための、支援体制構築に向けた市町村に定めるアセスメントシート。項目としては、強度行動障がい者の見守りに関する、地域の課題と強みを把握できたり、強度行動障がい者を有する見守りの支援について協議の場を設定できるようなマニュアルを記載している。 <p>令和6年度:作成、令和7年度:モデル市町村にて試行、令和8年度:府内全市町村に普及</p>
<p>○効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、強度行動障がい者を有する見守りに関する実態把握が進み、支援体制が整備される。
<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点においても市町村の間で取り組みに差がある。

4. 集中的支援の実施、整備状況

5. 今後の展開イメージと課題に感じていること

強度行動障がいに関する地域体制整備の取り組み状況
(これからの展開)



- これまで府独自で実施してきた事業と、新たに始まった集中的支援や中核的人材養成研修を実施するにあたってのすり合わせのために、調整が必要。
- 支援力のある事業所・法人に対しては、中核的人材養成研修の受講やサブ・トレーナーへの推薦を持ってさらなるスキルアップをしてもらえる。
- 一方で、そうではない事業所・法人はたくさんあるが、その支援力を底上げできるような研修は特に準備されていない。府で独自に実施もしていない。強度行動障がい支援者養成研修のフォローアップにあたる研修の実施について検討してもらいたい。

【補足説明】

民間事業者（大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業受託法人）より

- ◎ 大阪府地域生活推進事業では、大阪知的障害者福祉協会が受託している。現在、体制整備事業を終えた 6 法人と自法人を含む 7 法人で地域展開を目指しているが、他法人にコンサルテーションできる水準に達している法人はまだ限られている。
- 一方で、専門性に加えてチームマネジメントも必要であり、育成が課題となっている。そこで、各圏域で説明会や相談会を実施し、地域移行や強度行動障害支援に関するニーズを把握したうえで、今年度中に 3 法人程度を対象にコンサル派遣を始める予定である。今後は来年度以降も継続支援できる法人を選定し、段階的に展開していく方向で検討している。

【質疑】 ○は自治体、◎は民間、□は参加者からの質問・意見

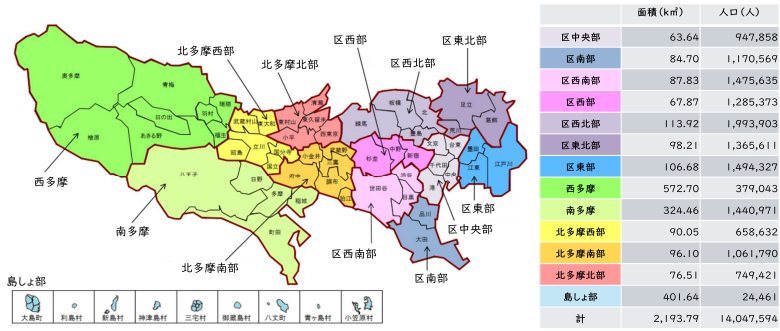
- 体制整備の中で、最初に取り組んだものと次に取り組んだものは何になるか。
- あり方検討会後の流れになるが、最初は支援方策の研究に力を入れた。次に、その普及に力を入れているところ。
- 地域生活促進アセスメント事業の課題にある、市町村の間で取り組みの差は、何がネックになっているのか。
- 現時点で支援力がある法人の有無が大きい。その中でもスーパーバイザーのような方の有無によって強度行動障害に対する市町村の考えに大きな差がある。
- 実態調査の再調査を検討されていた。調査方法と前回調査との違いを教えてください。
- 前回調査（平成 28 年）時は、府から市町村に調査をして、集約をした。今後実施する調査について、地域生活促進アセスメント事業で、アセスメントシート内に設問項目を作成したため、アセスメントシートを記入してもらい集約する形で、継続的に把握をしていきたい。学齢期については、判定基準表の 20 点以上が何人いるか、生活場所はどこかで把握してもらう予定だが、市町村がそれをどこまで把握できるかは課題に感じている。入院されている方も同様に課題に感じている。
- コンサルタントの育成方法やプログラムはあるのか。
- ◎ プログラムはない。大阪府の体制整備事業の中で行った、標準的な支援の実施度、チームアプローチをコンサルタントの評価と自己評価を見ながら判断していく。難しいのが現状。
- ◎ 現任研修で学んでもらっていたが、トレーニングセミナーを活用した支援力向上に取り組んでいるところ。
- 地域の事業所が強度行動障害の状態にある人を受け入れる一歩を踏み出すために必要なことは何か。
- ◎ 環境整備の補助金だけではなく、どのような改修が必要かなど、助言があるといい。
- ◎ 関係機関が集まって、支援の積み上げと発信を圏域レベルで地道に取り組んでいくしかないのでは。
- 一足飛びにいかないことがわかった。加算の使い道などは検討の余地があるように思う。
- コンサル 1 回あたり、どのくらいの費用か、どこの財源で出しているか、コンサルの回数はどのくらいか、コンサルの対象となる事業所のサービス形態はどこが多いかを教えてください。また、支援技術があったとしても現在の報酬ではマンツーマン対応できないから厳しいという意見もあるのではないかと思うが、どうか。
- ◎ 体制整備事業の時の話になるが、コンサル 1 回あたり 70,000 円（大阪府から 35,000 円、コンサルを受ける法人から 35,000 円）をもらっていた。回数は、だいたい 2 ヶ月に 1 回で、年間 6~7 回くらいであった。実地研修に参加される場合は、1 人あたり 1 日 35,000 円（大阪府と参加する法人が半分ずつ負担）。回数は、年間 12 日間で、1 人が 12 日来る、1 日ずつ別の人が来るのも OK など柔軟に対応していた。

- 強度行動障害の受け入れについて、都道府県を中心の、例えば事業団など県立の施設しか拠点がないところや、民間が協議会等を活用して頑張っているところがあり、その両方を自治体がコントロールする難しさを自治体の話を聞いて感じている。大阪府は、両方がしっかりと動けるような仕組みを作っており、参考になる事例だと思った。
- 予防的な側面から児童期からの適切な支援についても両輪として考えるべきポイントと思っている。児童期への取り組みと児童期の行動障害の把握についてもお伺いしたい。
- 発達障害者支援センターから機関支援でコンサルに行っていると聞いている。コンサルの対象は、行動障害の状態になっている子ではなく、行動が気になる子がケースとして上がってくることが多いと聞いている。実態把握について、文部科学省の実態調査を受けて、大阪府の教育庁も府内の支援学校に対して同じ設問で実態調査をしたと聞いている。対象は特別支援学校小学部以上になる。
- ◎ 大阪は発達障害者支援センターの事業を始めた際、早期診断と早期療育体制を作ることから、発達支援拠点の取り組みを 20 年以上行ってきた。教育委員会から課題を聞いたり、コンサルテーションや実践報告会をしたりしている。ばらつきはあるが、教育連携は進んでいると思う。今年度から発達障害者支援センターのランチとして仕組みの中に入って、子どもから大人まで支援をする仕組みが出来た。全国的にこのような取り組みが広がっていくといい。

強度行動障害に関する地域支援体制状況WEB報告

東京都福祉局障害者施策推進部
令和8年1月27日

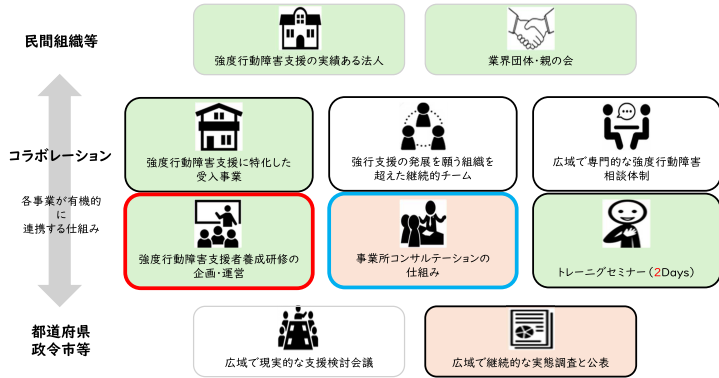
東京都の概要(人口・地域等)



※ 東京都保健医療計画(令和6年3月改定)から引用

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)
国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和5年4月1日時点)

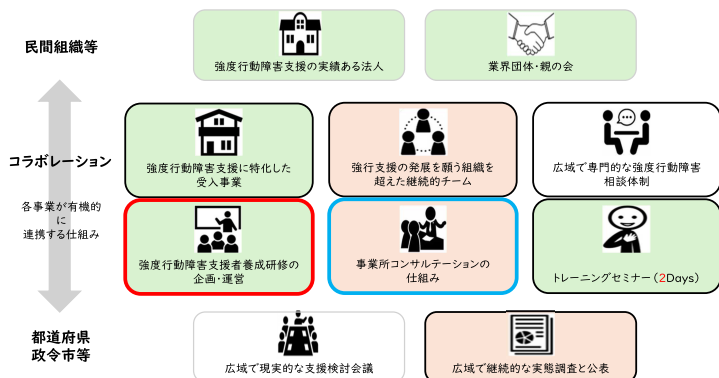
強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況(過去)



東京都のこれまでの主な取組(強度行動障害支援関連)

- 平成26年～ 強度行動障害支援者養成研修事業
- 令和3年～ 障害者支援施設等支援力育成派遣事業
- 令和6年～ 状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援
- 令和7年～ 強度行動障害支援者養成研修の事業者指定を導入
中核的人材養成研修事業を開始

強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況(現在)



現在実施している強度行動障害支援関係事業(主なもの)①

◆ 強度行動障害支援者養成研修事業(H26年度～)

予算	R7年度:約7,000万円
実施体制	(公財)東京都福祉保健財団へ委託 ※ 年4回程度、研修運営委員会を開催 指定研修事業者による実施(R7～):令和8年1月時点、6事業者
実施規模	R7年度:基礎 約2,500名、実践 約1,300名

- 課題
- 都(委託)研修は、近年、受講申込者数が定員数を大幅に超過する傾向
 - 研修で学んだ内容の現場における実践
 - 講師やファシリテーターを担う人材の確保・育成

研修事業者指定の導入経緯

- 研修申込者数が年々増加しており、受講機会の更なる確保が必要
- 受講時期や方法を選択可能にすることは、受講者の利便性向上にもつながる

→ R6年度中に指定要領等関係規程を整備し、R7年度から指定事業者による研修を開始

現在実施している強度行動障害支援関係事業（主なもの）②

◆ 障害者支援施設等支援力育成派遣事業（R3年度～）

利用者の高齢・重度化や強度行動障害等への対応を行っている障害者施設等へ専門職等を派遣し、個別メニューの作成支援や技術指導を実施

予算	R7年度：約1,900万円
実施体制	（社福）東京都社会福祉協議会へ委託
実施規模	R7年度：6施設（うち2施設が強度行動障害への対応を実施） ※ 高齢・重度化への対応に関する課題を有している施設を選定

課題

- ・現状は、事例検討や支援終了後の組織体制づくりといった側面が強い。
→ 施設全体の底上げを図る仕組みや支援終了後のフォローアップのあり方
- ・派遣チームの体制構築

現在実施している強度行動障害支援関係事業（主なもの）③

◆ 中核的人材養成研修事業（R7年度～）

予算	R7年度：約900万円
実施体制	民間事業者へ事務局運営を委託 都外やのぞみの園から御協力をいただき、R7年度はトレーナー10名、 ディレクター1名体制で実施
実施規模	R7年度：約60名

R7年度から実施に至った経緯・検討プロセス

- ・適切な支援を継続的に見えるよう、事業所の全体のスキル向上・チーム支援の充実を図るとともに、広域的人材等による助言・指導等を受けるための体制構築を進めていく必要性
- ・R7年度予算編成過程において、基礎・実践研修の実施状況や、都内施設における受入状況等を踏まえつつ、強度行動障害支援に関連する各取組について検討
- R7年度から中核的人材の養成に着手する方向
- 国研修のトレーナー（東京都メンバー）と、研修実施に向け相談・検討
- 正式協議に先立ち厚生労働省と事前調整

◆ 中核的人材養成研修事業（続き）

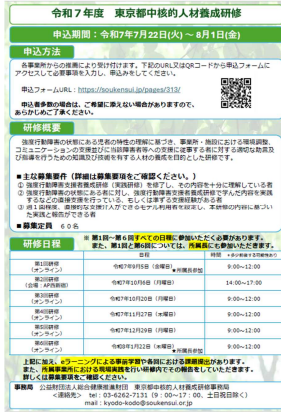
実施方法等（R7年度）

- ・受講者60名を都内事業者から直接公募
- ・受講者の要件は国研修と同様
- ・受講者6名に対しトレーナー1名のグループ構成で実施（サブ・トレーナーは配置せず）

実施してみても感じた課題等

- ・研修の趣旨や内容を十分に理解した上で申し込んでもらうための工夫
- ・受講者要件を明確化し、申込時に確認ができる仕組みの検討
- ・モデル利用者像の十分な共有
- ・フォローアップの回数設定や方法等
- ・トレーナーへの負荷に対する配慮
- ・修了判断のあり方
- ・修了後に求められる役割や期待される行動の明確化

（参考）R7東京都中核的人材養成研修 募集周知チラシ

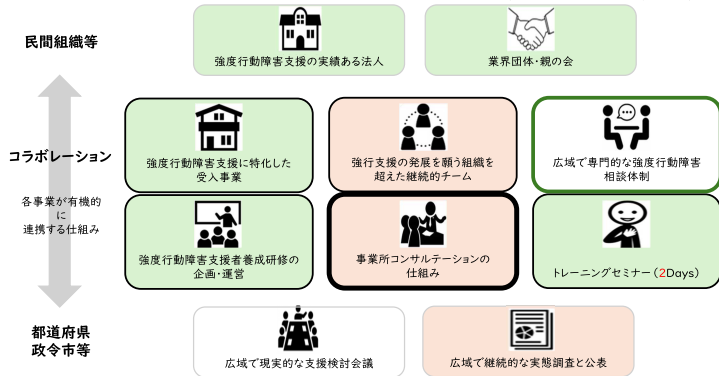


集中的支援の整備状況

- 東京都において実施要領等を整備し、申請窓口となる区市町村等へ周知している。
- 登録状況（令和8年1月時点）
 - （Ⅰ）事業所訪問型
 - 計6名の広域的支援人材を登録
 - ・中核的人材養成研修の講師等
 - ・発達障害者支援地域支援マネージャー
 - ・東京都強度行動障害者養成研修の運営委員
 - （Ⅱ）居住支援活用型
 - 検討・調整中

強度行動障害に関する地域体制整備の取り組み状況

（これからの展開）



今後の展開に向けた課題

- 基礎・実践研修から中核的人材までの継続的なステップアップ
… 人材養成の一連のプロセスとして、研修終了後のフォローアップ方法や実践機会の確保等、スキルの定着を促す仕組み等が整理されると良い。
- 中核的人材養成研修修了者の活用等
… 地域において活躍してもらえるよう、本人や所属事業所等に中核的人材の役割等について理解してもらうための普及啓発が必要。また、都や自治体の関連事業への協力や、逆に関連事業を活用した方を研修受講へつなぐ等、各事業・実施主体が連携して人材の活用や養成を行っていく工夫も重要と思われる。
- 集中的支援の活用に向けて
… 必要な支援が届くよう、支援対象の明確化、支援終了後の移行を円滑に行うための運用整理、地域ごとの核となる施設の設定等、引き続き検討が必要。
- 広域的支援人材像の明確化
… 具体的な要件や必要人数の考え方が明確になると、今後の体制整備について具体的な検討が進めやすい。
- ニーズや支援実態の把握
… 東京都は人口や事業所数が多く、区市町村ごとに取組状況も様々であることから、ニーズや支援の実態を捉えることが難しい。都としてどのように区市町村と連携しながら検討を進めていくかが課題。

【補足説明】

民間事業者（東京都中核的人材養成研修トレーナー・広域的支援人材）より

- ◎ 中核研修および集中的支援は開始しているものの、現状はなお立ち上がり期の混乱が見られる段階である。東京都では基礎・実践研修を平成 26 年度から継続して実施しており、年間受講者数は 3,000 人を超え、近年は増加傾向が続いている。

中核的支援人材については前述のとおりであるが、初年度であることもあり受講者の力量には大きなばらつきが見られる。国の研修とは異なり、修了が難しい受講者も一定数生じる見込みであり、初期段階での手厚いフォローアップが不可欠である。今後の継続的な運営に向け、この点をどのように制度化するかが主要な課題となっている。

集中的支援も既に稼働しているが、現状は国のトレーナーを中心とする広域的支援人材が担っており、窓口は発達障害者支援センターTOSCA の 1 箇所のみである。人口 1,400 万人規模を踏まえれば、一極集中による機能不全は必然であり、複数窓口の設置を含む体制整備が急務である。現時点の問い合わせは 2~3 件程度にとどまるが、今後本格的な需要が発生した際の対応には不安が残る。

東京都として一度全体像を再整理することが必要である。中核的人材養成研修の受講者を募集すると 100 人強の応募があり、制度上の対象外と考えられる事業所からの申込み相当数含まれていると推測される。このため、対象範囲の周知や応募要件の明確化が必要である。

また、東京都は人口・地理ともに大規模かつ複雑であり、一括した運用は現実的でない。ブロック単位での運用設計が不可欠である。さらに、23 区に住所地を有しながら八王子や他県（青森県・北海道等）に居住する利用者も存在し、集中的支援をどこで、どのように提供するかという実務上の課題が生じる。こうした状況を踏まえ、現実的かつ持続可能なブロック構成を検討することが今後の重要課題である。

有識者（東京都中核的人材養成研修トレーナー・広域的支援人材）より

- ◎ 今年度、東京都の中核的人材養成研修を担当したが、まさに怒涛の一年であった。千葉県で行われている研修にも関わっていたことがあり、比較しながら進めたものの、千葉県のモデルをそのまま東京都に適用することは困難であり、東京都の規模と複雑性を改めて実感した一年であった。

先日、練馬区の依頼によりワークショップを実施した。きっかけは、地域生活拠点事業を担う法人から、拠点コーディネーターを設置したものの「地域づくりにどのように活かすべきか」という相談を受けたことである。そこで、練馬区で中核的人材研修を受講した職員と拠点コーディネーターが協働できる形を提案し、そのキックオフとしてワークショップを開催した。

東京都では、発達障害者地域支援マネジャーを中心とした体制整備が進められているが、それだけでは十分ではないと考えている。拠点コーディネーターのような立場の者にも、強度行動障害支援の方向性を理解してもらう必要があると感じている。練馬区は単一法人が拠点運営の基盤となっており、そのハブ機能を活用しつつ、移行期の課題や強度行動障害を「個人の問題」から「地域構造の課題」へと再整理するため検討を行った。

参加者は、拠点コーディネーターの呼びかけにより、医療機関、成人期事業所、グループホーム、家族、特別支援学校、児童発達支援センター、行政職員等、多様な分野から集まった。人口 75 万人を抱える練馬区はリソースも多岐にわたるため、ライフステージを横軸、サブシステムを縦軸に置いた整理表を用いて区内を 4 ブロックに分け、課題の分析を行った。

ディスカッションでは、エリアごとの強みと課題、強度行動障害に至る前段階で必要な支援、共通言語の不足、地域内事業所の情報不足、見学会の必要性などが議論された。これらは拠点コーディネーターが整理し、今後の研修テーマ設定等に反映していく予定である。

また、児童期支援者からは「予兆段階での対応方法が分からなかった」という意見が多く、児童期から成人期への引き継ぎの重要性が再確認された。完璧な引き継ぎではなくとも、最低限押さえるべき情報を記載したフェイスシートのようなツールが必要であるという提案は示唆に富んでいる。

来年度以降、練馬区では研修センターと連携し、中核的人材が実践内容を報告する研修機会の創出を検討している。地域づくりの観点からも現実的で有効な取り組みであると考ええる。

効果検証については、強度行動障害者数の増減だけでなく、緊急対応に至らずに済んだケースや、早期介入により軌道修正できたケースなど、予防的介入の成果を可視化していく必要がある。将来的には、地域生活拠点コーディネーターと中核的人材が協働して地域を支える仕組みを構築することを目指している。また、中核研修受講者の中には、将来の広域的支援人材となり得る人材もおり、東京都と自治体が連携しながら早期に把握していくことが重要である。練馬区では、こうした視点を踏まえた地域づくりを進めている。

最後に、個人的な見解ではあるが、国立のぞみの園の研修は自治体推薦が前提である一方、東京都は公募制が中心であり、行政担当者が受講者を把握しづらい点が課題である。これは極めて非効率であり、今後は市区町村からの推薦枠を設けるなど、地域づくりを前提とした人材育成へ転換すべきである。募集の在り方も含めて再検討が必要であると考ええる。

【質疑】 ○は自治体、◎は民間、□は参加者からの質問・意見

- 中核的人材養成研修の受講要件について、現在は強行研修(実践)を修了し、意欲があれば受講可能という比較的緩い基準となっているが、より適切な受講者を確保するために、追加すべき要件があれば教えていただきたい。
- ◎ 受講生の理解度には大きな差がある。前提として強行研修(実践)の修了を必須要件としている。強行研修以外に募集時には、トレーニングセミナーや東京都社会福祉協議会が実施しているアドバンス研修等の研修受講歴を把握した。強行研修(基礎・実践)に加えて、上記研修を受けている者は理解も進みも速く、研修の運営が円滑であった。一方、実践研修のみの修了者は理解度にはらつきが大きく、中には氷山モデルを作成できない受講者も多数見られた。実践研修の内容を確実に身につけていることが確認できると、トレーナーとしては研修を進めやすいと感じるところである。「標準的な支援」に対する認識や理解には大きな差があると感じた。高い水準の受講者も多かった一方で、そもそも標準的支援の基準を共有できていない層が相当数存在し、そのレベル設定の必要性を強く認識した。このため、中核的人材研修の前に基礎となる仕組みを整えるべきか、研修後に構築すべきかを検討してきたが、結論として両方が必要であると考ええる。特に、研修前の段階で一定の仕組みを設けなければ、中核人材研修に到達できない層が想像以上に多いことが明らかとなり、この点を把握できたことは大きな成果である。
- 今回、東京都では募集段階において強行研修以外の受講歴の記載を求め、その情報を参考にしたと伺っている。このように研修歴を提出してもらう方法は、受講者選考の判断材料として有効であったか。
- ◎ 参考にはしたが、受講歴の記載内容が正確でない事例も見受けられた。中には研修内容を理解しておらず、誤って記入したと思われるケースや、実際には受講していないにもかかわらず受講済みとして記載しているケースも存在した。そのため、提出された研修歴のみでは受講の事実を確認できず、アドバンス研修やトレーニングセミナー側の受講履歴を事前に把握しておく必要があるという課題が明らかとなった。実際に「この人は受けていない」と確認できた受講者も複数名いた。
- ご指摘は募集方法における反省点である。実際、60名を選考する際、強行研修(実践)以外の研修を受講している者は想定より少なかった。強行研修以外の受講歴のみを基準にすると、定員を大幅に下回る可能性もあり、また受講要件も強行研修(実践)修了を基準としているため参考情報として把握し、強行研修以外の受講

歴を選考基準として適用することは困難であった。申込時の受講歴の確認方法については、来年度の改善点として受け止めており、受講歴が正確に確認できる書類の提出を求める方法を検討したい。実践研修の修了証は提出を求めていたが、その他の研修については確認が不十分であったため、この点は改善可能であると考えている。

- 特別区の職員研修講師を 2 年続けて実施し、強度行動障害について講義した。今年も昨年同様、直営現場で支援にあたる職員を想定した内容であったが、今年は 4 つの区から計画推進課の課長補佐級職員が参加しており、「何とかしなければならぬ」という危機意識が強く、昨年とは反応が大きく異なっていた。東京は規模が極めて大きく、人口 100 万人近い区も存在するため、各区における強度行動障害の体制整備は重大な課題であると改めて感じた。このような状況において、都として各区の体制整備をどのように支援し、また民間に委託された相談体制をどのように位置づけているのかが問われる。東京都では地域支援マネジャーの配置がほとんどないと聞いているが、この体制整備を支える都の役割は、具体的にどこが担うことになるのか。
- 全体を統括する明確な窓口は現状存在しない。ただし、区市町村の担当者から人材養成や体制整備に関する個別の相談があった場合には、通常業務の範囲で情報提供や助言を行っている。体制整備についても、問い合わせがあれば可能な範囲で対応しているが、区市町村側が「困ったときは東京都のどこに相談すればよいか」を明確に把握しているとは言い難い状況にある。今後、より双方向のやり取りが進めば、相互の動きが見えやすくなり、より適切な連携につながると考える。

中核的人材養成研修修了者の活動状況に関するアンケート調査

厚生労働科学研究費補助金により令和7年度から3か年の計画で、「強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究」を行っております。本調査は、中核的人材養成研修修了者が標準的な支援を継続・普及するために必要なフォロー内容および地域での活用を進めるために必要なことについて明らかにすることを目的として、実施いたします。

【備考】

- 調査対象者：令和5・6年度中核的人材養成研修修了者
- 回答期限：令和7年11月4日（火）
- 本アンケート調査への協力は任意です。調査に回答しなくても、対象者・事業所が不利な扱いを受けることはありません。
- 氏名・連絡先・事業所名は、回答内容の確認およびヒアリング調査のお願いの際に使用いたします。
- ヒアリング調査は、取り組みが進んでいると思われるご回答いただいた方を対象に、別途ご連絡いたします。
- アンケートでご回答いただいた情報は、統計的な処理を行い、個人および事業所を特定できない形でデータの処理・保存、成果の公表を行います。
- 回答送信後、回答内容の編集はできませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

- 本調査に関して、ご不明な点は下記問い合わせフォームからお問合せください。（問い合わせへの回答に、お時間かかることをご了承ください）
- 問い合わせフォーム：<https://forms.office.com/r/A5Sdk7ZGMn>

セクション1

研究協力に関する同意についてお伺いします

1. 本調査研究にご協力いただける場合は、「同意する」にチェックしてください *

同意する

回答者および所属事業所についてお伺いします

2. 【問1】回答者の氏名についてお答えください。*

回答を入力してください

3. 【問2】中核的人材用研修の修了番号をお答えください（修了番号は、修了証書の右上に記載されています）。*

回答を入力してください

4. 【問3】回答者に連絡可能な電話番号をお答えください。*

回答を入力してください

5. 【問4】回答者に連絡可能なメールアドレスをお答えください。*

回答を入力してください

6. 【問5】回答者が所属している法人名をお答えください。*

回答を入力してください

7. 【問6】回答者が所属している事業所名をお答えください。*

回答を入力してください

8. 【問7】回答者が主に勤務している所属事業所のサービス種別について、あてはまるものをお選びください。選択項目にあてはまらない場合は、「その他」にご記入ください。*

- 施設入所支援
- 共同生活援助
- 生活介護
- 行動援護
- 就労継続支援B型
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 相談支援事業所
- 発達障害者支援センター
- その他

9. 【問8】回答者の職位について当てはまるものをお選びください。選択項目にあてはまらない場合は、「その他」にご記入ください。*

- 現場支援員
- リーダー職員
- 管理職
- 法人役員
- その他

10. 【問9】回答者の障害福祉に関する経験年数について、あてはまるものをお選びください。*

- 5年未満
- 5～9年
- 10～14年
- 15～19年
- 20～24年
- 25～29年
- 30～34年
- 35～39年
- 40年以上

11. 【問10-1】所属事業所の職員数（常勤・非常勤を含む総数）についてお答えください。*

回答を入力してください

12. 【問10-2】所属事業所の職員のうち、強度行動障害支援者養成研修の「基礎研修」修了者数についてお答えください。*

回答を入力してください

13. 【問10-3】所属事業所の職員のうち、強度行動障害支援者養成研修の「実践研修」修了者数についてお答えください。*

回答を入力してください

14. 【問11-1】所属事業所の利用者数についてお答えください。*

回答を入力してください

15. 【問11-2】所属事業所の利用者のうち、行動関連項目18点以上（児の場合は、児基準30点以上）の利用者数をお答えください。*

回答を入力してください

16. 【問11-3】所属事業所における「**重度障害者支援加算Ⅰ**」の算定人数についてお答えください。また、算定人数のうち、行動関連項目18点以上の方への支援を行った場合の追加加算を算定している場合は、その人数を（ ）内にお答えください。※記入例：加算Ⅰの算定人数（18点以上の追加加算人数）。なお、所属事業所が算定対象外の場合は「00」をご記入ください。*

回答を入力してください

17. 【問11-4】所属事業所における「**重度障害者支援加算Ⅱ**」の算定人数についてお答えください。また、算定人数のうち、行動関連項目18点以上の方への支援を行った場合の追加加算を算定している場合は、その人数を（ ）内にお答えください。※記入例：加算Ⅱの算定人数（18点以上の追加加算人数）。なお、所属事業所が算定対象外の場合は「00」をご記入ください。*

回答を入力してください

18. 【問11-5】所属事業所における「**重度障害者支援加算Ⅲ**」の算定人数についてお答えください。また、算定人数のうち、行動関連項目18点以上の方への支援を行った場合の追加加算を算定している場合は、その人数を（ ）内にお答えください。※記入例：加算Ⅲの算定人数（18点以上の追加加算人数）。なお、所属事業所が算定対象外の場合は「00」をご記入ください。*

回答を入力してください

19. 【問11-6】所属事業所における「**強度行動障害児支援Ⅰ**」の算定人数についてお答えください。なお、所属事業所が算定対象外の場合は「00」をご記入ください。*

回答を入力してください

20. 【問11-7】所属事業所における「**強度行動障害児支援Ⅱ**」の算定人数についてお答えください。なお、所属事業所が算定対象外の場合は「00」をご記入ください。*

回答を入力してください

21. 【問11-8】所属事業所における「**強度行動障害児特別支援加算Ⅰ**」の算定人数についてお答えください。なお、所属事業所が算定対象外の場合は「00」をご記入ください。*

回答を入力してください

22. 【問11-9】所属事業所における「強度行動障害児特別支援加算Ⅱ」の算定人数についてお答えください。なお、所属事業所が算定対象外の場合は「00」をご記入ください。* 資料2

回答を入力してください

中核的人材養成研修に関することについてお伺いします

23. 【問12】中核的人材養成研修で学んだことの支援現場での活用状況について、あてはまるものをお選びください。なお、令和5年度と令和6年度で活用しているワークシートが異なるため、受講年度の研修で学んでいないワークシートについては「不明」をチェックしてください。*

	支援チームで複数利用者に活用している	支援チームで特定の一人の利用者に活用している	修了者のみが複数利用者に活用している	修了者のみが特定の一人の利用者に活用している	活用できていない	不明
ICFシート	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
BPI-S	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
学習スタイルチェックシート	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
氷山モデルシート	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ハイリスク場面のチェックシート【R6から使用】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
チーム支援の実行状況チェックシート	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
日常生活場面行動アセスメント（アセスメントパッケージ）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
記録（ABC記録・スカッタープロット等）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
MAS【R5に使用】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
FAST【R6から使用】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ストラテジーシート	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
活動参加の支援計画書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
コミュニケーションプログラムの実施計画書【R6から使用】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
課題分析シート	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
支援手順書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

24. 【問13】中核的人材養成研修で学んだことを支援現場で継続・普及させるためにどのような取り組みをしていますか。あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない内容は「その他」にご記入ください。*

- 職員研修の実施
- 事例検討会の実施
- コンサルテーションの活用
- 支援会議等での報告
- ワークシートの活用
- 取り組めていない
- その他

25. 【問14】問13の取り組みに関して、法人・事業所としてどのようなサポートがありますか。あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない内容は「その他」にご記入ください。*

- 話し合いの機会の設定
- 研修に参加への配慮がある
- コンサルテーション
- 全体に向けて方針の発信
- 施設改修・支援グッズに関する予算確保
- 職員の配置等の体制の整備
- 掛け声のみで具体的なサポートはない
- サポートは全くない
- その他

26. 【問15】中核的人材養成研修で学んだことを支援現場で継続・普及していく上で課題だと感じていることについて、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない内容は「その他」にご記入ください。*

- 人材不足
- 継続・普及していくための時間がない
- 現場職員の理解が乏しい
- 管理職の理解が乏しい
- 支援が合っているか不安
- アセスメントの方法がわからない
- 支援の統一が難しい
- 支援のアイデアがでてこない
- 相談できる人がいない
- 継続的に学ぶ場がない
- その他

27. 【問16】中核的人材養成研修修了者を対象として都道府県・所属事業所がある市区町村が行っているフォローアップ等の機会がありますか。あてはまるものをお選びください。*

- 有
- 無

28. 【問17】問16で「有」と答えた方のみご回答ください。どのようなフォローアップが行われているか、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない内容は「その他」にご記入ください。 資料2

- フォローアップ研修会への参加・企画運営
- 実践報告会での報告・企画運営
- 情報交換会への参加・企画運営
- トレーニングセミナーへの参加・企画運営
- コンサルテーション派遣
- コンサルテーションへの同行
- その他

29. 【問18】中核的人材養成研修修了者にどのようなフォローアップが必要と感じているか、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない内容は「その他」にご記入ください。*

- フォローアップ研修会への参加・企画運営
- 実践報告会での報告・企画運営
- 情報交換会への参加・企画運営
- トレーニングセミナーへの参加・企画運営
- コンサルテーション派遣
- コンサルテーションへの同行
- その他

30. 【問19】中核的人材養成研修修了者が、都道府県や障害福祉圏域で行う強度行動障害に関係する事業・協議会等へ関わる機会がありますか。あてはまるものをお選びください。*

- 有
- 無

31. 【問20】問19で「有」と答えた方のみご回答ください。どのような事業・協議会等へ関わっているか、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない内容は「その他」にご記入ください。

- 強行研修の企画運営・講師等
- 都道府県独自のフォローアップ研修の企画運営・講師等
- 協議会等への参画
- 都道府県独自事業（コンサルテーション派遣・トレーニングセミナー等）への参画
- 集中的支援への参画
- その他

32. 【問21】中核的人材養成研修修了者が、事業所のある市区町村の行う強度行動障害に関係する事業・協議会等へ関わる機会がありますか。あてはまるものをお選びください。*

- 有
- 無

33. 【問22】問21で「有」と答えた方のみご回答ください。どのような事業・協議会等へ関わっているか、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。資料2
選択項目にあてはまらない内容は「その他」にご記入ください。

- 強行研修の企画運営・講師等
- フォローアップ研修の企画運営・講師等
- 協議会等への参画
- 市町村独自事業（コンサルテーション派遣・トレーニングセミナー等）への参画
- 集中的支援への関与
- その他

34. 【問23】問19・問21で「有」とお答えいただいた方のみご回答ください。都道府県や市区町村の事業・協議会等への関わりについて、法人・事業所としてどのようなサポートがあるか、あてはまるものを全てお選びください。選択項目にあてはまらない内容は「その他」にご記入ください。

- 勤務への配慮
- 同僚の理解を得るための話をしてくれる
- 管理職の理解を得るための話をしてくれる
- 金銭的なサポート（給料面、研修参加費用等）がある
- 特になし
- その他

所属事業所での家族支援やメンタルヘルスへの取り組みについてお伺いします

35. 【問24】事業所として、強度行動障害の状態にある利用者の家族に対する支援を行っていますか。あてはまるものをお選びください。*

- 有
- 無

36. 【問25】問24で「有」と答えた方のみご回答ください。その支援は、どのような内容か、お答えください。

回答を入力してください

37. 【問26】支援計画の実施について、利用者家族から協力が得られない事例を経験したことがありますか。あてはまるものをお選びください。*

- 有
- 無

38. 【問27】問26で「有」と回答した方のみご回答ください。その際に、事業所や管理職からのサポートはありますか。あてはまるものをお選びください。

- 有
- 無

39. 【問28】問27で「有」と回答した方のみご回答ください。事業所や管理職からのサポート内容について、お答えください。

回答を入力してください

40. 【問28】事業所として、強度行動障害の状態にある利用者の支援にあたる職員のメンタルヘルスを保つための仕組みや取り組みがありますか。あてはまるものをお選びください。*

有

無

41. 【問29】問28で「有」と答えた方のみご回答ください。その仕組みや取り組みは、どのような内容か、お答えください。

回答を入力してください

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料 中核的人材養成研修修了者の活動状況に関する実態調査結果

回答者属性

受講年度	令和5年度	令和6年度
サブ・トレーナー	7	25
受講者	22	61

回答者の主たる所属事業所のサービス形態

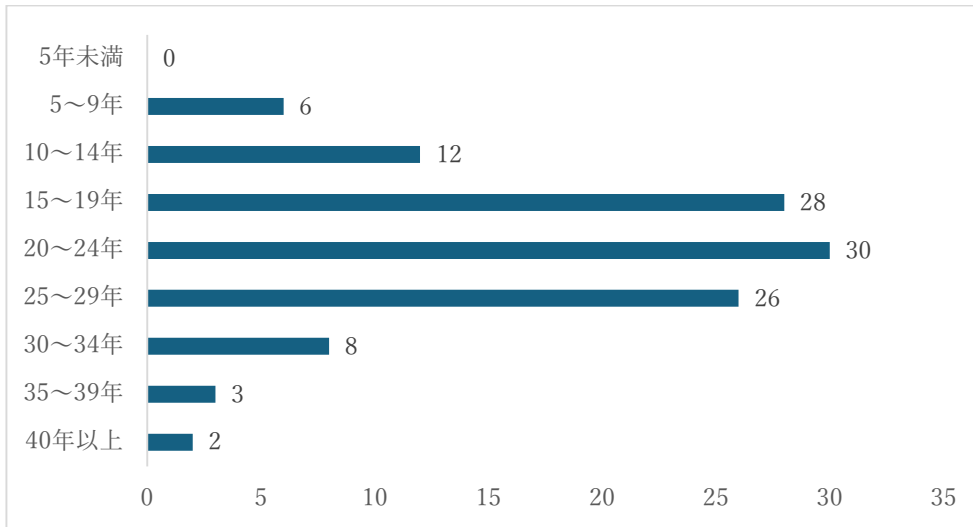
施設入所支援	47
生活介護	28
発達障害者支援センター	9
共同生活援助	8
児童発達支援	6
行動援護	2
放課後等デイサービス	2
就労継続支援B型	1
その他	10

その他:療養介護、障害児入所支援、相談支援、複数の事業所に関わる 等

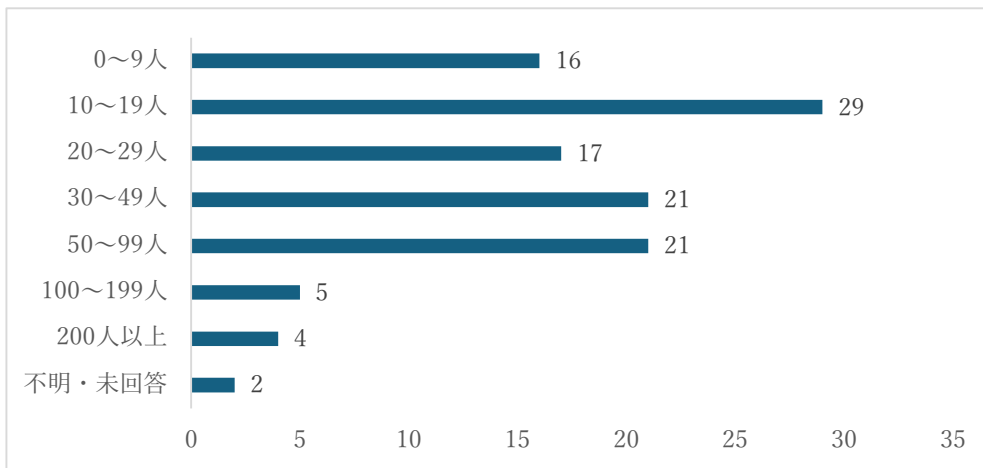
回答者の職位

法人役員	12
管理職	51
リーダー職員	32
現場支援員	10
その他（間接支援等）	10

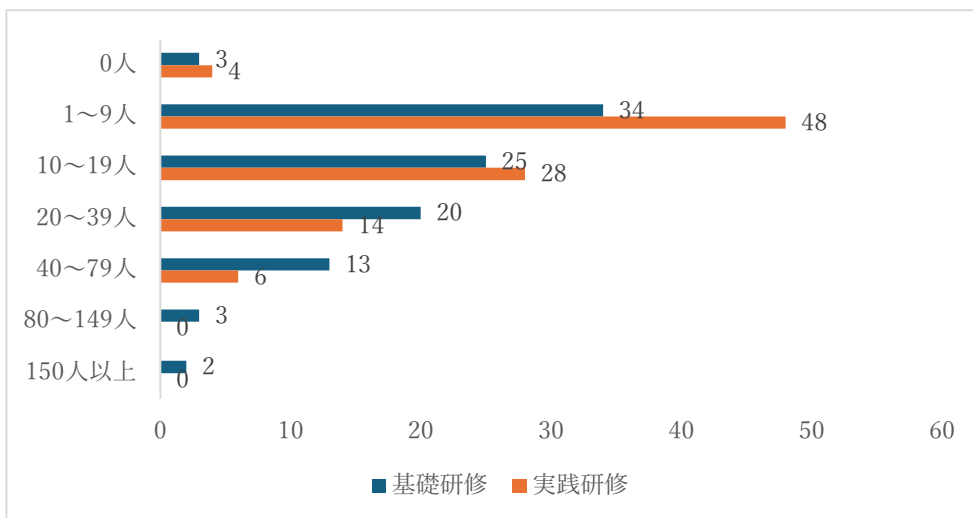
回答者の障害福祉に関する経験年数



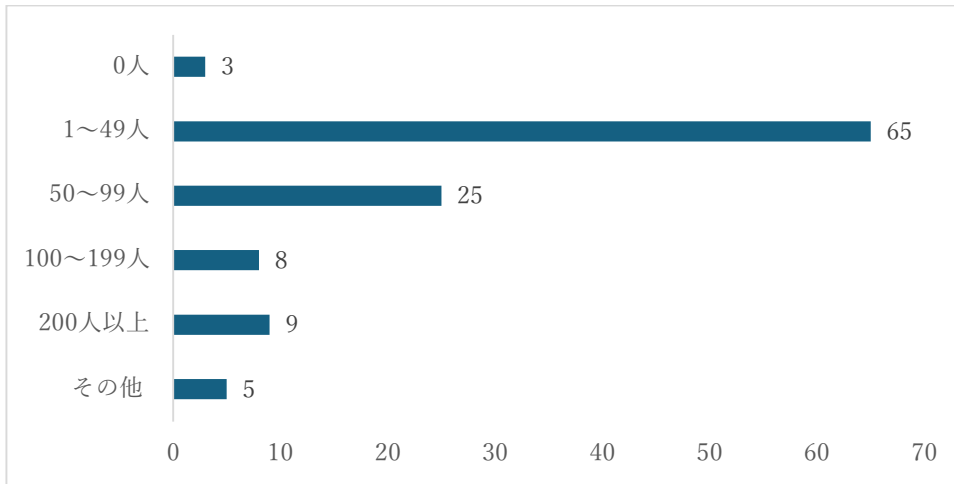
回答者の所属事業所の職員数(常勤・非常勤を含む総数)



回答者の所属事業所における強度行動障害支援者養成研修を修了した職員数

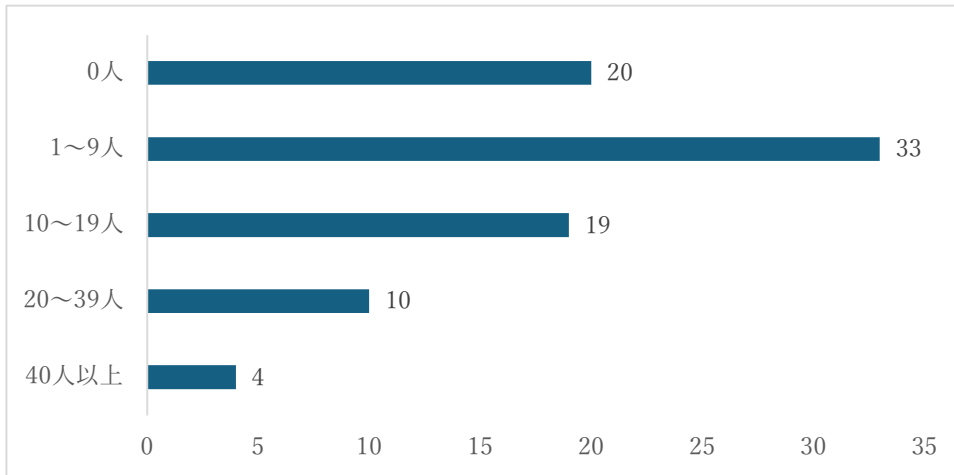


回答者の所属事業所の利用者数

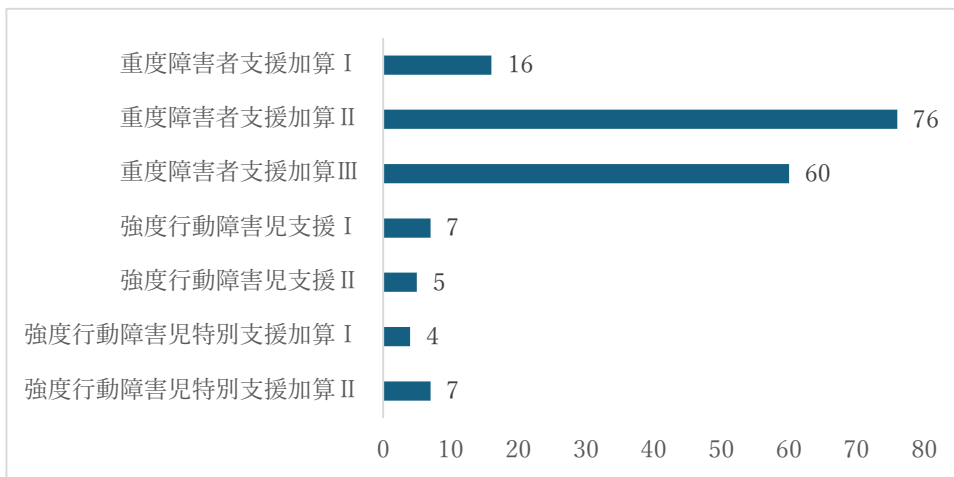


その他:発達障害者支援センター等で利用者数が流動的等の理由により回答困難

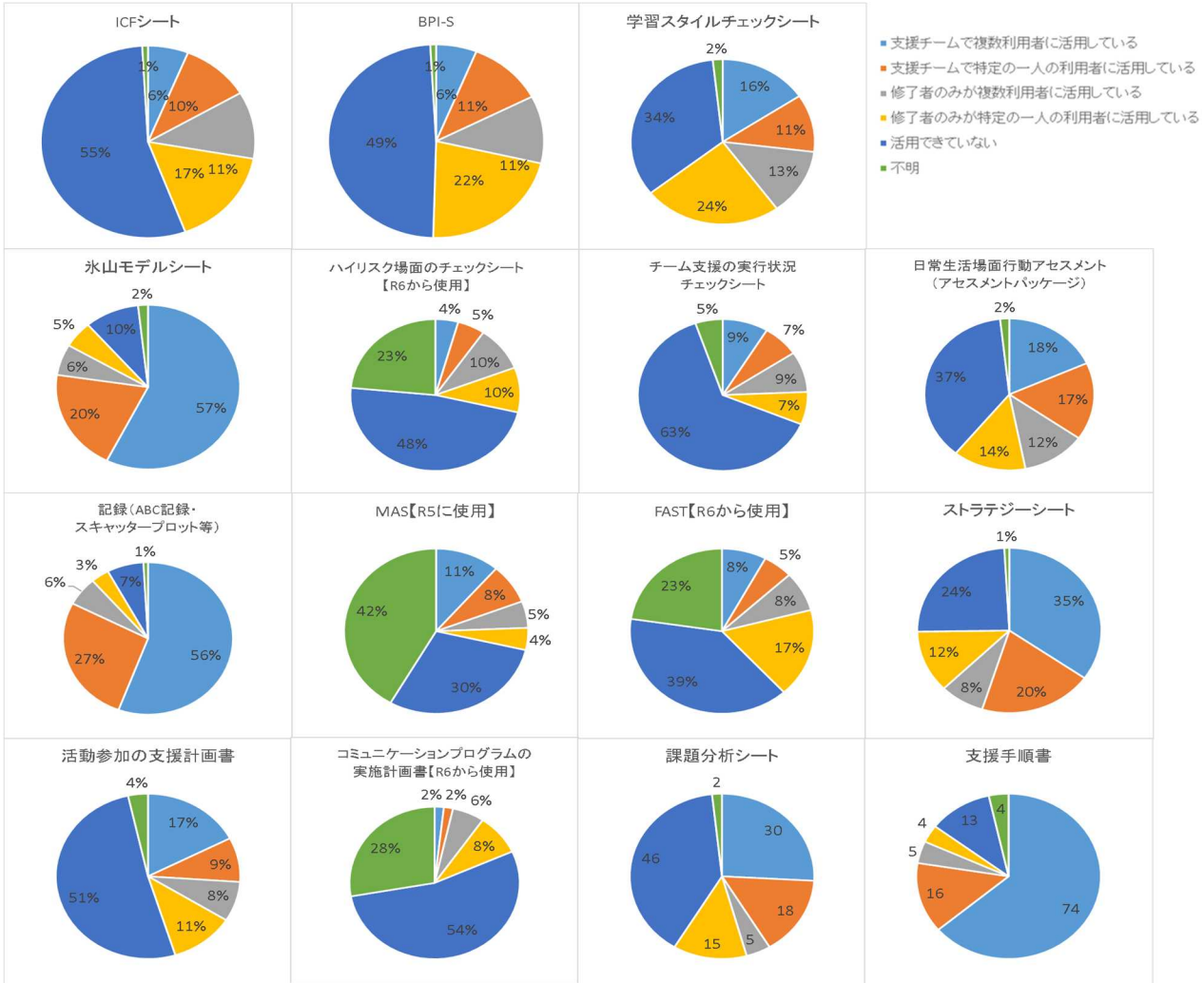
回答者の所属事業所の利用者中、行動関連項目18点以上(児の場合は、児基準30点以上)の利用者数



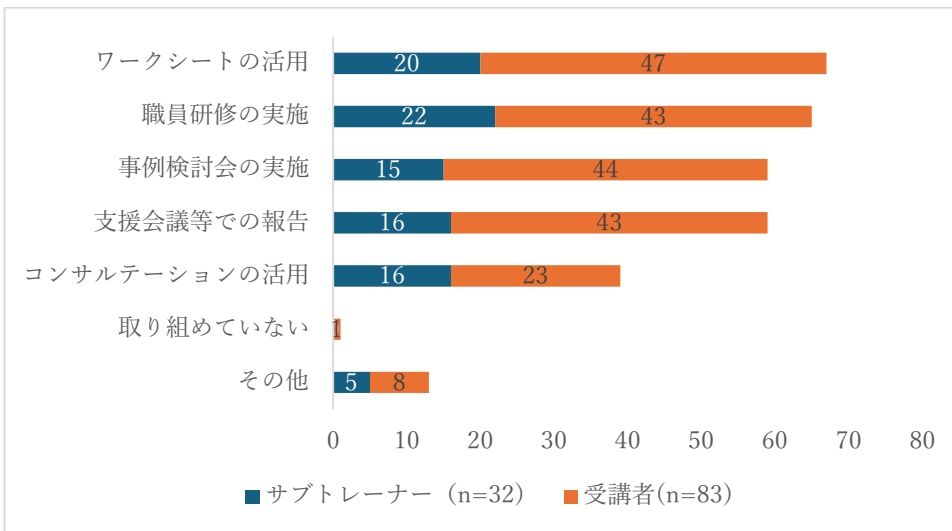
回答者の所属事業所における強度行動障害に関する加算の算定人数



中核的人材養成研修で学んだことの支援現場での活用状況

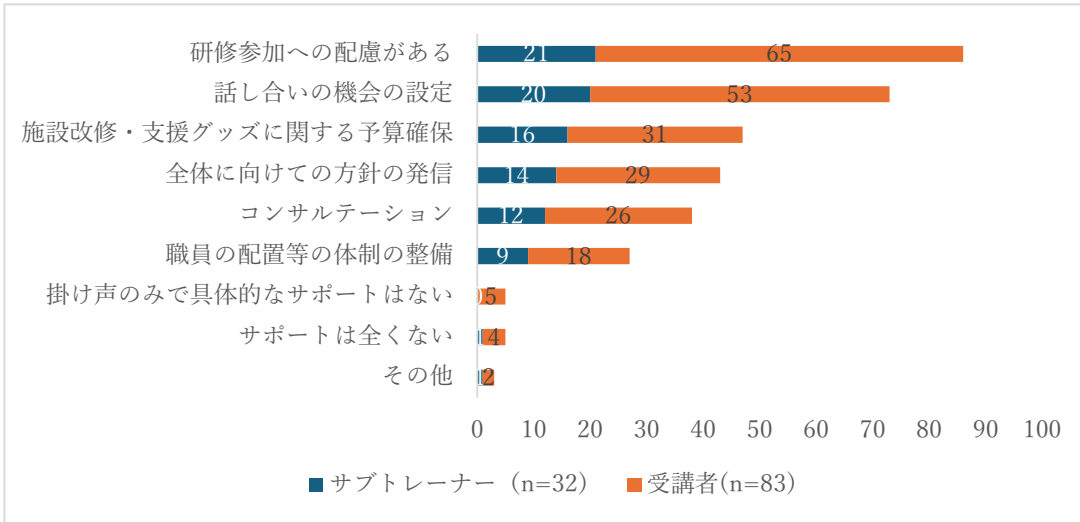


中核的人材養成研修で学んだことを支援現場で継続・普及させるための取り組み



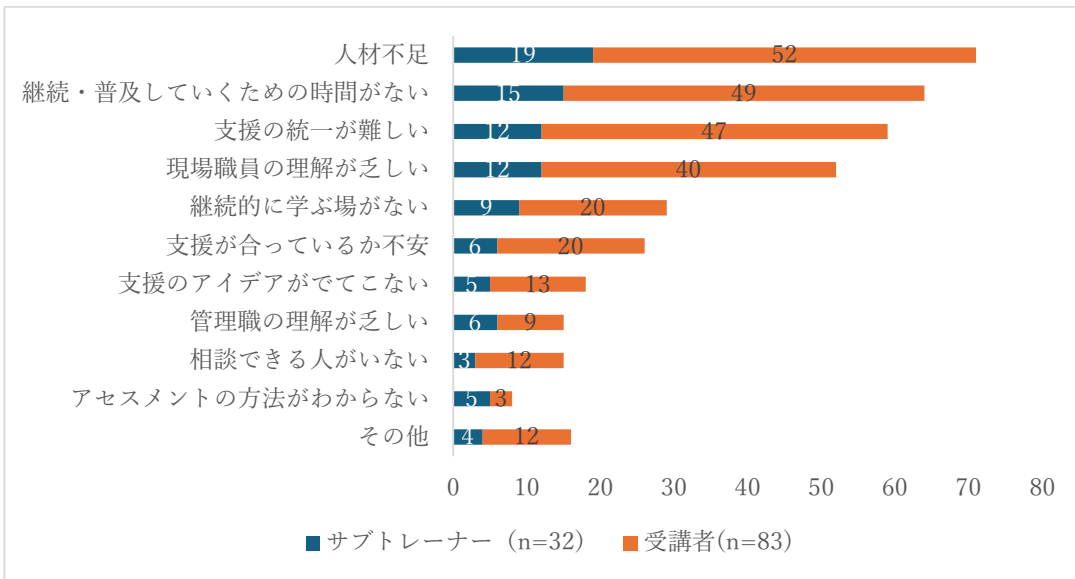
その他の回答内容: 講師派遣・コンサルテーション派遣で活用、毎週のミーティングでチームで共有、法人内の他の事業所の事例の支援に活用、他法人との標準的な支援に係る継続的な勉強会の開催、職員との個別面談、対象利用者が不在 等

中核的人材養成研修で学んだことを支援現場で継続・普及させるための取り組みに対する法人・事業所のサポート状況



その他の回答内容:訪問の許可、対象利用者が不在のため回答不可

中核的人材養成研修で学んだことを支援現場で継続・普及させる上での課題

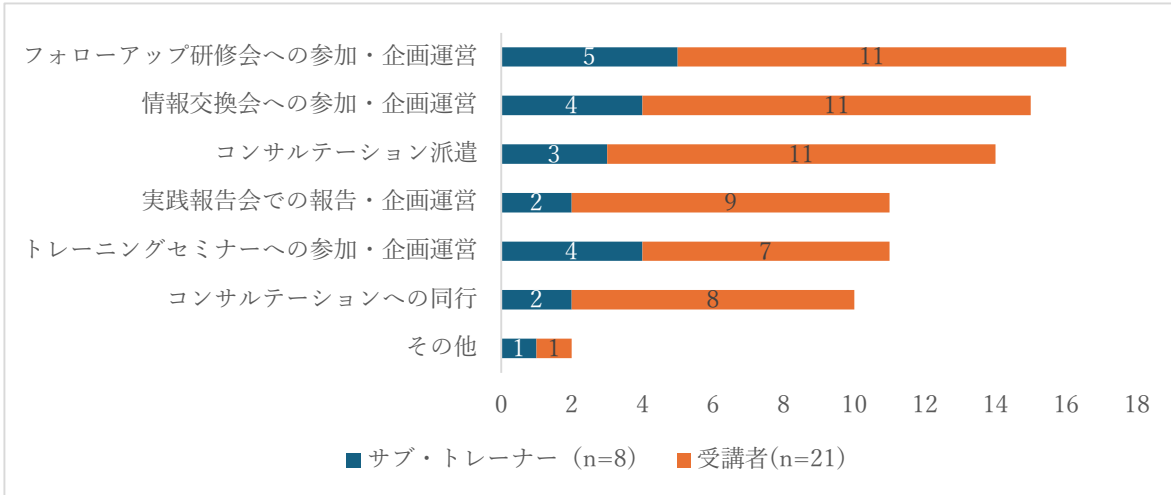


その他の回答内容:中核的人材養成研修のボリュームが多い・内容が難しい、現場での理解や支援力の差、職員の意欲不足、
成果が実感しにくい、児童発達支援は体制加算等の仕組みがない、連携や調整が難しい、対象利用者が不在 等

中核的人材養成研修修了者を対象とした都道府県・市区町村等のフォローアップの機会の有無とその内容

	サブトレーナー		
	(n=32)	受講者(n=83)	全体 (n=115)
有	8	21	29
無	24	62	86

中核的人材養成研修修了者に対して必要なフォローアップの内容



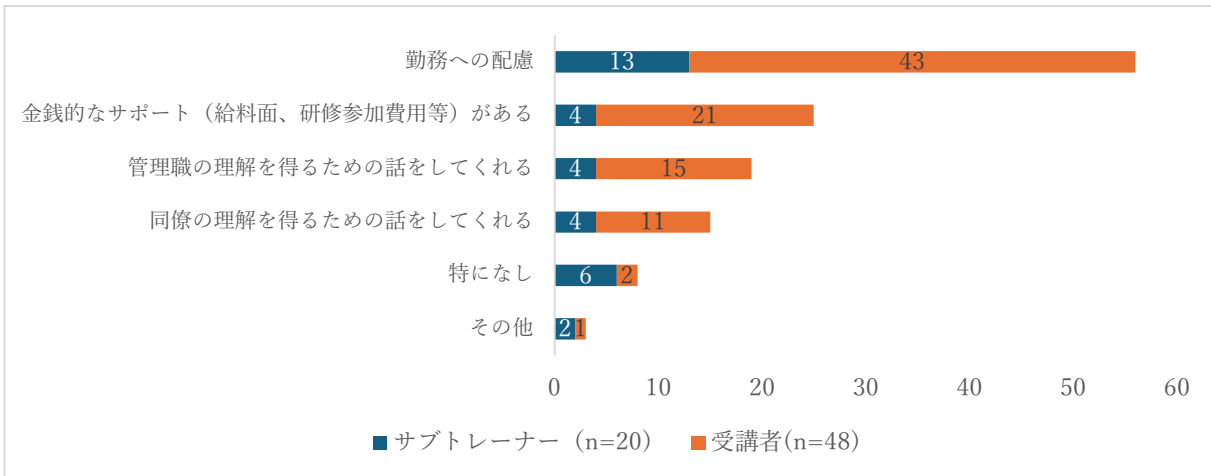
その他の回答内容:標準的な支援の実施のサポート、中核広域中国・四国地区会議に参加

中核的人材養成研修修了者が自治体等で行う強度行動障害に関する事業・協議会等へ関わる機会の有無とその内容

機会の有無	都道府県・障害福祉圏域			市区町村		
	サブトレーナー (n=32)	受講者(n=83)	全体 (n=115)	サブトレーナー (n=32)	受講者(n=83)	全体 (n=115)
有	25	51	76	13	27	40
無	7	32	39	19	56	75
関与状況						
強行研修の企画運営・講師等	21	43	64	8	19	27
協議会等への参画	12	16	28	8	17	25
独自のフォローアップ研修の企画運営・講師等	10	14	24	3	9	12
独自事業(コンサルテーション派遣・トレーニングセミナー等)への参画	10	12	22	4	8	12
集中的支援への参画	6	9	15	0	0	0
その他	3	1	4	1	0	1

その他の回答内容:独自のトレーニングセミナー開催、有志による症例検討会、他市町村自立支援協議会や施設等が企画する研修会の講師等

中核的人材養成研修修了者が自治体等で行う強度行動障害に関する事業・協議会等へ関わる際の法人・事業所のサポート状況



その他の回答内容:全面的にサポートがあり積極的な関わりを推奨されている、基本的に業務として行っている、個人事業のため回答不可

回答者の所属事業所における強度行動障害の状態にある利用者の家族への支援の有無とその内容(抜粋)

	サブトレーナー		
	(n=32)	受講者(n=83)	全体 (n=115)
有	18	40	58
無	14	43	57

家族支援の内容(抜粋)	
●	家庭内の問題に対する協働支援、必要に応じた訪問および構造化などの環境調整
●	家庭内での過ごし方等に関する相談支援、研修等の情報提供
●	レスパイト事業(短期入所・日中一時預かり等)の利用案内、利用促進
●	生活環境に関する具体的アドバイス、定期的なモニタリング
●	相談支援(全般)
●	通所利用者および家族への支援(構造化、コミュニケーション支援、家庭生活のフォロー)
●	在宅利用者への訪問相談、通所利用の斡旋(地域生活支援拠点と協働)
●	相談支援および事業所へのコンサルテーション
●	家族支援の視点での傾聴および情報提供
●	在宅利用者への訪問支援・療育支援
●	個別面談およびサービスの調整・提案
●	相談内容の整理(課題の抽出)
●	本人支援に伴う家族との定期面談およびチームアプローチの検討
●	相談対応および緊急受入れ
●	保護者向け研修および家庭・事業所への訪問支援
●	送迎時や面談時の情報共有、家族の悩みや要望の聞き取り、必要に応じた家庭内支援
●	家庭訪問による情報共有および支援方法の相談
●	支援ツール(カード等)の作成・提供
●	県独自の強度行動障害地域生活支援事業による集中支援+地域移行パッケージ内での家庭の環境調整、対応のレクチャー
●	関係機関(医療・保健・行政・教育・福祉等)と連携した総合的支援、家族も参加するケース会議への同席、家族向けの交流会等の実施(発達障害者支援センターとしての業務)
●	施設で実施している日々の活動報告(現在行っている支援、課題提供などの提示方法等)

回答者が利用者の支援計画を実施する際に、利用者家族から協力を得られない事例の経験の有無

	サブトレーナー		
	(n=32)	受講者(n=83)	全体 (n=115)
有	4	19	23
無	28	64	92

回答者が利用者の支援計画を実施する際に、協力を得られなかった際の事業所・管理職からのサポートの有無とその内容(抜粋)

	サブトレーナー (n=4)	受講者(n=19)	全体 (n=23)
有	4	15	19
無	0	4	4

利用者の支援計画を実施する際に、協力を得られなかった際の事業所・管理職からのサポート内容(抜粋)

- 対応方法等の相談、助言
- 管理職が家族への直接的な説明、経過報告
- 事業の趣旨などの説明の機会の設定
- 利用者家族と連絡が繋がらない場合は組織として対応、戸別訪問の同行等
- 他部署との連携協議、人員増、施設環境の改善(増設や改修など)

回答者の所属事業所における強度行動障害の状態にある利用者の支援にあたる職員のメンタルヘルスを保つための仕組みや取り組みの有無とその内容(抜粋)

	サブトレーナー (n=32)	受講者(n=83)	全体 (n=115)
有	16	46	62
無	16	37	53

職員のメンタルヘルスを保つための仕組みや取り組み(抜粋)

- 法人によるメンタルヘルスチェックおよびストレスチェックの実施
- 産業医の配置、活用
- コンプライアンス・ハラスメントチェック(現場の困りごとの把握)
- 定期的な面談および日常的なコミュニケーション
- 管理職との定期面談、個別面談による相談機会の確保
- 外部のこころのサポートセンターや法人内相談機関への相談体制
- 職員面談の実施および少人数での会議・グループでの取組
- 事業所内研修、メンタルヘルス研修、支援に関する研修
- 事例検討、ケースカンファレンス、定期的な勉強会の実施
- 権利擁護委員会等での課題検討および全職員からの意見徴収
- 面談内容の共有(サービス管理責任者・主任等)と対応策の検討・実施(配置換え、支援指導等)
- 朝夕のミーティングでの情報共有および支援方法の確認
- 外部コンサルテーション、スーパーバイズの導入
- チーム支援の実施およびグループでの支え合い
- 支援会議における分析手法(冰山モデル、ABC分析等)の活用
- 困難事例に対するOJTや個別指導による支援力向上
- 勤務調整等による負担軽減への配慮
- 社会参加や地域交流の取組による職員の負担軽減・意欲向上
- リフレッシュ休暇の導入、強度行動障害支援に関する手当の新設、人員配置の変更

広域的支援人材の活動状況に関するアンケート調査

厚生労働科学研究費補助金により令和7年度から3か年の計画で、「強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究」を行っております。本調査は、広域的支援人材を活用した集中的支援・地域支援体制整備促進のための視点を明らかにすることを目的として、実施いたします。

【備考】

- 調査対象者：広域的支援人材名簿作成対象自治体（都道府県・政令市・中核市）の広域的支援人材に関する業務担当者
- 回答期限：令和7年10月23日（木）
- 本アンケート調査への協力は任意です。調査に回答しなくても、対象者・事業所が不利な扱いを受けることはありません。
- 氏名・連絡先・自治体名は、回答内容の確認およびヒアリング調査のお願いの際に使用いたします。
- ヒアリング調査は、取り組みが進んでいると思われるご回答いただいた方を対象に、別途ご連絡いたします。
- アンケートでご回答いただいた情報は、統計的な処理を行い、個人および自治体を特定できない形でデータの処理・保存、成果の公表を行います。
- アンケート調査のご回答をもって、調査の趣旨をご理解し、同意いただけたものとみなします。
- 回答送信後、回答内容の編集はできませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

- 本調査に関して、ご不明な点は下記問い合わせフォームからお問合せください（問い合わせへの回答に、お時間かかることをご了承ください）。
- 問い合わせフォーム：<https://forms.office.com/r/RGtUK7Q6Tw>

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

* 必須

回答者についてお伺いします

1. 【問1】回答者の氏名についてお答えください。*

回答を入力してください

2. 【問2】回答者に連絡可能な電話番号をお答えください。*

回答を入力してください

3. 【問3】回答者に連絡可能なメールアドレスをお答えください。*

回答を入力してください

4. 【問4】自治体名をお答えください。*

回答を入力してください

5. 【問5】回答者のご所属先をお答えください。*

回答を入力してください

次へ

ページ 1/5

6. 【問6】広域的支援人材の名簿登録者の実人数についてお答えください。*

回答を入力してください

7. 【問7-1】広域的支援人材の名簿登録者のうち、選定要件「中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者」に該当する人数をお答えください（他要件との重複回答可）。*

回答を入力してください

8. 【問7-2】問7-1でご回答いただいた選定要件「中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者」に該当する広域的支援人材について、氏名と修了番号をお答えください。修了番号は、広域的支援人材にご確認ください（修了証書の右上に記載あり）。*

回答を入力してください

9. 【問7-3】広域的支援人材の名簿登録者のうち、選定要件「発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネージャーである者」に該当する人数をお答えください（他要件との重複回答可）。*

回答を入力してください

10. 【問7-4】広域的支援人材の名簿登録者のうち、選定要件「その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者」に該当する人数をお答えください（他要件との重複回答可）。*

回答を入力してください

11. 【問8】問7-3で、該当者が1人以上いると回答された方のみご回答ください。「強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者」とした、認定要件についてお答えください。

回答を入力してください

12. 【問9-1】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「施設入所支援」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

13. 【問9-2】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「生活介護」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

14. 【問9-3】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「行動援護」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

15. 【問9-4】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「重度訪問介護」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

16. 【問9-5】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「共同生活援助」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

17. 【問9-6】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「就労継続支援B型」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

18. 【問9-7】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「相談支援事業所（基幹相談含）」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

19. 【問9-8】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「障害児入所施設」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

20. 【問9-9】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「障害児通所施設」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

21. 【問9-10】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「発達障害者支援センター」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

22. 【問9-11】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「教育機関（大学教員等）」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

23. 【問9-12】広域的支援人材の名簿登録者のうち、「医療機関」に所属されている方の人数についてお答えください。*

回答を入力してください

24. 【問9-13】広域的支援人材の名簿登録者のうち、問9-1～12に該当しない方の場合、各機関種別と人数についてお答えください。*

回答を入力してください

25. 【問10】広域的支援人材の選定プロセスについてお答えください。

また、選定プロセスにかかる資料で共有可能なものございましたら、「kenkyuu03@nozomi.go.jp」へ送信をお願いいたします。*

回答を入力してください

26. 【問11】広域的支援人材の選定のための組織がありましたら、人員構成とその人員の所属組織についてお答えください。
また、組織に関する資料で共有可能なものがございましたら、「kenkyuu03@nozomi.go.jp」へ送信をお願いいたします。*

回答を入力してください

27. 【問12】広域的支援人材の選定に関する課題点について、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。
選択項目に当てはまらない場合は、「その他」にご自由に記載してください。*

- 広域的支援人材の選定プロセスが定まっていない
- 広域的支援人材を選定するための組織が定まっていない
- 広域的支援人材の名簿登録を打診しても断られてしまう
- 広域的支援人材に適任かどうかの判断が難しい
- その他

戻る

次へ

ページ 2/5

集中的支援に関することについてお伺いします

28. 【問13】集中的支援の実施状況について、あてはまるものをお選びください。*

- 事業所訪問型および居住支援活用型の実施実績がある
- 事業所訪問型の実施実績はあるが、居住支援活用型の実施実績はない
- 事業所訪問型の実施実績はないが、居住支援活用型の実施実績はある
- 事業所訪問型および居住支援活用型の実施体制は整えているが、実施実績はない
- 事業所訪問型の実施体制は整えているが、居住支援活用型の実施体制（事業所登録）は整えていない
- 事業所訪問型の実施体制は整えられていないが、居住支援活用型の実施体制（事業所登録）は整えている
- 事業所訪問型および居住支援活用型の実施体制を整えられていない
- 都道府県等と協力して実施するため整備していない

29. 【問14】問13で居住支援活用型の実施実績がある、または実施体制を整えているとご回答いただいた方のみご回答ください。
居住支援活用型の事業所の登録数および登録事業所名・法人名をお答えください *

回答を入力してください

30. 【問15】集中的支援実施にあたって、派遣者（広域的支援人材）の選定・調整プロセスについてお答えください。
また、派遣者の選定・調整プロセスに関する資料について共有可能なものがございましたら、「kenkyuu03@nozomi.go.jp」へ送信をお願いいたします。*

回答を入力してください

31. 【問16】広域的支援人材への報酬の支払いについてあてはまるものをお選びください。選択項目にあてはまらない場合は、「その他」にご自由に記載してください。*

- 報酬は民間同士の契約に任せている
- 自治体として報酬の金額の目安を定めている
- その他

32. 【問17】問16で「自治体として報酬の金額の目安を定めている」と回答された方のみお答えください。1回あたりの金額の目安について、あてはまるものをお選びください。時間ごとの単価設定、派遣する人材によって金額が違う等の場合は「その他」に詳細をお答えください。*

- 10,000円～14,999円程度
- 15,000円～24,999円程度
- 25,000円～34,999円程度
- 35,000円以上
- その他

戻る

次へ

ページ 3/5

貴自治体の広域的支援人材名簿に登録されている方の集中的支援以外の活動状況についてお伺いします

33. 【問18】広域的支援人材名簿登録者の集中的支援以外の自治体事業等の活動・関与の有無について、あてはまるものをお選びください。*

- 有
- 無

34. 【問19】問18で「有」と回答した方のみお答えください。集中的支援以外の活動・関与の内容について当てはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない場合は、「その他」にご自由に記載してください。

- 自治体等の事業（コンサルテーション派遣等）への関与
- 自治体等の協議会への関与
- 強度行動障害支援者養成研修の講師、企画運営
- 自治体等独自の強度行動障害に関する研修（フォローアップ研修等）の講師、企画運営
- その他

戻る

次へ

ページ 4/5

35. 【問20】広域的支援人材の効果的な活用のために、自治体や事業所への周知をどのようにしているか、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない場合は、「その他」にご自由に記載してください。

*

- 自治体向けの案内を作成し配布
- 事業所向けの案内を作成し配布
- 関係団体向けの案内を作成し配布
- 協議会等での周知
- 講演等で自治体から説明
- HPへの掲載
- その他

36. 【問21】広域的支援人材の活動に関する課題について、あてはまるものを全てお選びください（複数回答可）。選択項目にあてはまらない場合は、「その他」にご自由に記載してください。

*

- 広域的支援人材の数が少ない
- 広域的支援人材の登録者はいるが、実働できる人材がいない
- 広域的支援人材が所属する法人や事業所の金銭面の負担が大きい
- 広域的支援人材が所属する法人や事業所の業務面の負担が大きい
- 広域的支援人材が所属する法人や事業所の理解が得られにくい
- 広域的支援人材を活用する法人や事業所の理解が乏しい
- 広域的支援人材のマネジメントをする機関・組織がない
- 広域的支援人材が集中的支援において実施するアセスメント内容が明確ではない
- その他

戻る

送信

ページ 5/5

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料 広域的支援人材の活動状況に関する実態調査 アンケート結果

■回答数と広域的支援人材名簿登録状況

	回答数	広域名簿登録 自治体数	広域名簿 登録人数	選定要件 (ア)人数	選定要件(イ) 人数	選定要件 (ウ)人数
都道府県	47	15	75	18	5	55
政令市	17	3	12	4	0	8
中核市	25	4	20	15	0	5
合計	89	22	107	36	5	68

※選定条件(ア):中核的人材養成研修の講師等(ディレクター・トレーナー)である者

※選定条件(イ):発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネージャーである者

※選定条件(ウ):その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

■選定条件(ウ)の認定要件(抜粋)

- 県独自事業である「強度行動障害スーパーバイザー養成事業」により3年間のコンサルテーション研修を修了し、有識者を交えて実施している認定委員会にてスーパーバイザーとして認定された者
- 国が実施している指導者研修に参加した経験があることや、県が実施している研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等の役割を担っていること。
- これまで長期にわたり強度行動障害のコンサルテーションに従事しているなど県域の強度行動障害の支援をけん引する立場の者であることを自立支援協議会として確認の上、承認を行った。
- 県強度行動障害支援者養成研修の企画・運営への参加、講師・ファシリテーター経験/強度行動障害支援に関する他事業所への助言経験/県人材育成部会への参加"
- 自治体の委託事業「強度行動障害モデル事業」において、事業所に対するコンサルテーションに従事した経験があること
- 都道府県が主催する強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)を修了し、かつ国が推奨する「標準的支援」を熟知し、実践ができる者で、次に掲げるいずれかの基準を満たす者。
 - (1) 地域生活支援拠点等におけるコーディネーター、相談支援専門員、サービス管理責任者のいずれかの経験年数が3年以上あること
 - (2) 都道府県が主催する強度行動障害支援者養成研修において講師等の経験があるもの
 - (3) のぞみの園が開催する中核的人材養成研修を修了していること
- 強度行動支援者養成研修や中核的人材養成研修などの企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者で、事業所等の所属長の承認を得た者

■広域的支援人材の所属

	全体(n=22)	都道府県(n=15)	政令市(n=3)	中核市(n=4)
施設入所支援	24	14	2	8
生活介護	12	8	1	3
行動援護	1	1	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0
共同生活援助	4	1	0	3
就労継続支援B型	6	1	5	0
相談支援事業所(基幹相談含む)	0	0	0	0
障害児入所施設	2	2	0	0
障害児通所施設	4	3	1	0
発達障害者支援センター	30	24	3	3
教育機関(大学教員等)	13	5	3	5
医療機関	0	0	0	0
その他	14	7	3	4

■広域的支援人材の選定プロセス

- 県独自事業である「強度行動障害スーパーバイザー養成事業」により3年間のコンサルテーション研修を修了し、有識者を交えて実施している認定委員会にてスーパーバイザーとして認定された者
- 担当課において、広域的支援人材の要件を満たす方を選定し、同意を得られたら名簿へ登録する
- 選定要件のいずれかに該当する者から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた者
- 国の通知の定める基準に基づき、県において適任者に打診の上、同意が得られた者について、自立支援協議会強度行動障害作業部会において協議検討の上、認定を行う。
- 中核的人材養成研修の講師であることから、対象者に打診し、同意を得て選定
- 要件(ア)については、本市又は都道府県の区域内に活動拠点を有する者で要件を満たすものが限られていたため、個別に打診した。要件(ウ)については、都道府県から紹介を受けた
- 県と中核市が共同で管理する要領に基づき選定を行っている。
- 広域的支援人材の要件に該当する者に対し、広域的支援人材による役割等を説明し、広域的支援人材調書(履歴書添付)、承諾書、所属長からの承認書を受理し、名簿に登録する。
- 強度行動障害支援者養成研修の講師であることを第一要件とした。さらに、国基準に則り、要件(ア)については、都道府県内に活動拠点を有する人材かつ要件該当者を選定。要件(ウ)については、自治体委託事業者より要件に該当すると判断されるものを選定。選定の際は、知的障害者福祉施設協議会からも意見聴取を行い、圏域間のバランスも考慮し決定した
- 発達障害者地域支援マネジャー及び中核的人材研修のサブ・トレーナーに打診している。
- 独自の広域的支援人材養成研修を実施中。公募により希望者を募集。研修修了者の中から適格者を選定し、名簿登録に同意いただける方を登録する予定。
- 県内4地域に配置している発達障害者支援センターの地域支援マネジャーのうち、ある程度全地域に対応可能となるよう、県内の中心部に位置するセンターのマネジャーを選定。
- 発達障害者地域支援マネジャーと協議の上、のぞみの園が実施する中核的人材養成研の講師と自治体の強度行動障害支援者養成研修運営委員から選定

■広域的支援人材の選定に関する課題点（複数回答）

回答項目	全体(n=89)		都道府県(n=47)		政令市(n=17)		中核市(n=25)	
広域的支援人材の選定プロセスが定まっていない	67	41.6%	38	59.4%	12	42.9%	17	37.8%
広域的支援人材を選定するための組織が定まっていない	41	25.5%	19	29.7%	8	28.6%	14	31.1%
広域的支援人材の名簿登録を打診しても断られてしまう	7	4.3%	4	6.3%	0	0.0%	3	6.7%
広域的支援人材に適任かどうかの判断が難しい	38	23.6%	0	0.0%	5	17.9%	8	17.8%
その他	8	5.0%	3	4.7%	3	10.7%	3	6.7%
合計	161	100.0%	64	100.0%	28	100.0%	45	100.0%

その他回答：自治体のコンサルテーション事業との整理が必要

何名確保すべきかの判断が難しい

県からの情報共有も特になく、中核市で独自に進めることも難しいのが現状

人材や施設に対して広域的支援人材として活動を行うメリットが上手く説明できない等

■集中的支援の実施状況

回答項目	全体(n=89)		都道府県(n=47)		指定都市(n=17)		中核市(n=25)	
事業所訪問型および居住支援活用型の実施実績がある	3	3.4%	1	2.1%	1	5.9%	1	4.0%
事業所訪問型の実施実績はあるが、居住支援活用型の実施実績はない	6	6.7%	4	8.5%	1	5.9%	1	4.0%
事業所訪問型の実施実績はないが、居住支援活用型の実施実績はある	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
事業所訪問型および居住支援活用型の実施体制は整えているが、実施実績はない	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
事業所訪問型の実施体制は整えているが、居住支援活用型の実施体制（事業所登録）は整えていない	8	9.0%	7	14.9%	1	5.9%	0	0.0%
事業所訪問型の実施体制は整えられていないが、居住支援活用型の実施体制（事業所登録）は整えている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事業所訪問型および居住支援活用型の実施体制を整えられていない	58	65.2%	33	70.2%	11	64.7%	14	56.0%
都道府県等と協力して実施するため整備していない	12	13.5%	2	4.3%	3	17.6%	7	28.0%

■集中的支援実施にあたっての広域的支援人材の派遣調整・選定プロセス（抜粋）

- 相談窓口となる発達障害者地域支援マネジャーが依頼施設の所在地や対象児者の状態に併せて選定
- 支給決定自治体から実施依頼があった場合に、広域的支援人材に共有・相談し、派遣者を決定する
- 事案に応じて推進チームで協議の上、選定する
- 現在、広域的支援人材が1名であるため、申請があった場合に本人に打診して調整する予定（実績なし）
- 広域的支援人材らでミーティングを行い、各ケースをいずれの人材が担当することが円滑な支援に資するかの見当を付けてもらい、本市としては、その判断を尊重して、派遣の要請を行った。
- 各事業所から市町を経て県に提出された申請をもとに、県から広域的支援人材に対して実施要請を行う
- 派遣申請があった場合、内容等を確認のうえ、発達障害者支援センターへ共有。調整等については、別途関係者で協議することとなるが、具体的な調整プロセスは決まっていない
- 支援する方法、状況等に応じて派遣者を決定する。初回の訪問調査時等、複数の広域的支援人材がチームを編成して集中的支援を実施する場合がある。
- 発達障害者地域支援マネジャーが広域的支援人材と調整の上、選定

■広域的支援人材名簿登録自治体における広域的支援人材の集中的支援以外の活動状況の有無

回答項目	全体(n=22)	都道府県(n=15)	政令市(n=3)	中核市(n=4)
有	16	13	1	2
無	6	2	2	2

■広域的支援人材名簿登録自治体における広域的支援人材の集中的支援以外の活動状況(n=16)

回答項目	全体(n=16)	都道府県(n=13)	政令市(n=1)	中核市(n=2)
自治体等の事業(コンサルテーション派遣等)への関与	8	6	1	1
自治体等の協議会への関与	7	5	1	1
強度行動障害支援者養成研修の講師、企画運営	10	7	1	2
自治体等独自の強度行動障害に関する研修(フォローアップ研修等)の講師、企画運営	5	3	1	1

その他回答:県内の中核的・広域的人材による意見交換会の実施 / 都道府県が実施する中核的人材養成研修への関与

■広域的支援人材名簿登録自治体における広域的支援人材の活動状況に関する課題

回答項目	全体(n=22)		都道府県(n=15)		政令市(n=3)		中核市(n=4)	
広域的支援人材の数が少ない	6	11.1%	5	11.9%	1	25.0%	0	0.0%
広域的支援人材の登録者はいるが、実働できる人材がない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
広域的支援人材が所属する法人や事業所の金銭面の負担が大きい	4	7.4%	4	9.5%	0	0.0%	0	0.0%
広域的支援人材が所属する法人や事業所の業務面の負担が大きい	11	20.4%	8	19.0%	1	25.0%	2	25.0%
広域的支援人材が所属する法人や事業所の理解が得られにくい	2	3.7%	2	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
広域的支援人材を活用する法人や事業所の理解が乏しい	10	18.5%	6	14.3%	1	25.0%	3	37.5%
広域的支援人材のマネジメントをする機関・組織がない	6	11.1%	5	11.9%	0	0.0%	1	12.5%
広域的支援人材が集中的支援において実施するアセスメント内容が明確ではない	6	11.1%	4	9.5%	1	25.0%	1	12.5%
その他	9	16.7%	8	19.0%	0	0.0%	1	12.5%
合計	54	100.0%	42	100.0%	4	100.0%	8	100.0%

知的障害特別支援学校における強度行動障害者支援者養成研修への参加と活用に関する研究 【管理職用】回答フォーム

本調査研究は、全国の強度行動障害支援者養成研修の受講状況と研修内容の活用状況を明らかにし、強度行動障害支援における教育と福祉の連携促進を検討する基礎資料とすることを目的としています。

【備考】

- ・ 調査対象者：全国の知的障害特別支援学校の管理職
- ・ 回答期限：令和8年2月20日（金）
- ・ 本アンケート調査への協力は任意です。調査に回答しなくても、対象者・学校が不利な扱いを受けることはありません。
- ・ 学校名は、回答内容の確認の際に使用いたします。
- ・ アンケートでご回答いただいた情報は、統計的な処理を行い、個人および学校名を特定できない形でデータの処理・保存、成果の公表を行います。
- ・ 回答送信後、回答内容の編集はできませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

上越教育大学 村浦新之助（研究代表者）

国立のぞみの園 内山聡至

- * 必須 **本資料は、全質問項目が記載されています。**
質問項目は分岐しますので、全てご回答いただく必要はございません。

1. 学校名をご記入ください。*

2. 本研究へご協力いただける場合は、「同意する」にチェックしてください *

- 同意する
- 同意しない

3. 問1：校内に強度行動障害もしくは重篤な行動問題を示す児童生徒は在籍していますか。

※強度行動障害：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態（参照：強度行動障害支援者養成研修資料）*

- 在籍している
- 在籍していない

4. 問2：令和7年度に都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を受講（受講予定も含む）した教員の有無について、選択してください。*

- 有 **有**→問5へ
- 無 **無**→問3-1へ

5. 問3-1:受講しなかった理由を全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 研修の存在を知らない
- 教員も対象であると知らなかった
- 強度行動障害もしくは重篤な行動問題を示す児童生徒が不在
- 参加困難(日程的な理由)
- 参加困難(参加者の負担軽減)
- 参加困難(予算的な理由)
- 研修内容が学校のニーズに則していない
- その他

6. 問3-2:問3-1の回答に対して補足があれば記述をしてください。

7. 問4-1:今後、受講を促す要因になり得るものを全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 参加しやすいの日程の工夫(短縮日程、長期休業中等)
- オンデマンド研修の活用
- 受講に対してのインセンティブ
- 他校との協働
- 地域の福祉事業所等との協働
- 外部専門家による助言
- その他

8. 問4-2:問4-1の回答に対して補足があれば記述をしてください。

→回答は以上です。

9. 問5:参加した強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)それぞれの人数内訳を教えてください。*

10. 問 6-1:今後、受講を促す要因になり得るものを全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 参加しやすいの日程の工夫(短縮日程、長期休業中等)
- オンデマンド研修の活用
- 受講に対してのインセンティブ
- 他校との協働
- 地域の福祉事業所等との協働
- 外部専門家による助言
- その他

11. 問 6-2:問 6-1 の回答に対して補足があれば記述をしてください。

12. 問 7-1:学校として、強度行動障害もしくは重篤な行動問題を示す児童生徒の担任をしている教員のメンタルヘルスを保つための仕組みや取り組みがありますか。*

- 有 有→問 7-2 へ
- 無 無→回答は以上です。

13. 問 7-2:その仕組みや取り組みはどのような内容か教えてください。

→回答は以上です。

知的障害特別支援学校における強度行動障害者支援者養成研修への参加と活用に関する研究 【受講教員用】回答フォーム

本調査研究は、全国の強度行動障害支援者養成研修の受講状況と研修内容の活用状況を明らかにし、強度行動障害支援における教育と福祉の連携促進を検討する基礎資料とすることを目的としています。

【備考】

- ・ 調査対象者:2025年度に強度行動障害者支援者養成研修を受講した教員
- ・ 回答期限:令和8年2月20日(金)
- ・ 本アンケート調査への協力は任意です。調査に回答しなくても、対象者・学校が不利な扱いを受けることはありません。
- ・ 学校名は、回答内容の確認の際に使用いたします。
- ・ アンケートでご回答いただいた情報は、統計的な処理を行い、個人および学校名を特定できない形でデータの処理・保存、成果の公表を行います。
- ・ 回答送信後、回答内容の編集はできませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

上越教育大学 村浦新之助(研究代表者)
国立のぞみの園 内山聡至

- * 必須 本資料は、全質問項目が記載されています。
質問項目は分岐しますので、全てご回答いただく必要はございません。

1. 学校名をご記入ください。*

2. 本研究へご協力いただける場合は、「同意する」にチェックしてください。*

- 同意する
 同意しない

3. 問1-1:教員の経験年数(初任者は「0」、非正規は「99」)をご記入ください。*

4. 問1-2:特別支援学校の教員の経験年数をご記入ください。*

5. 問1-3:回答者が保有している教員免許状について当てはまるものを全て選択してください。*

- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 特別支援学校

6. 問1-4:回答者が保有する特別支援教育に関連する資格があれば、ご記入ください。

7. 問1-5:学校内での立場について、ご記入ください。*

- 幼稚部担任
- 小学部担任 幼稚部~高等部担任 → 問1-8へ
- 中学部担任
- 高等部担任
- 担任外 担任外 → 問1-6へ

8. 問1-6:担任外の名称(役割)について、ご記入ください。*

9. 問1-7:問1-6で回答した担任外の経験年数について、ご記入ください。*

10. 問1-8:強度行動障害支援者養成研修への参加方法について、当てはまるものを選択してください。*

- 対面
- オンライン
- オンデマンド
- ハイブリット(対面)
- ハイブリット(オンライン)

11. 問1-9:強度行動障害支援者養成研修への参加日程について、当てはまるものを選択してください。*

- 全日程 全日程 → 問2へ
- 一部日程 一部日程 → 問1-10へ

12. 問1-10:強度行動障害支援者養成研修への参加が一部日程であった理由について、ご記入ください。*

13. 問2:強度行動障害支援者養成研修で学んだことの学校現場での活用状況について、当てはまるものを選択してください。*

	組織的に活用 している	チームティーチ ングで活用し ている	回答者のみ 活用している	活用できてい ない	不明
特性確認シート	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
冰山モデル	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
手順書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
記録	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
物理的構造化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
スケジュール	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ワークシステム	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

14. 問3-1:強度行動障害支援者養成研修で学んだことを学校現場で継続して活用していくために、どのような取り組みをしているか、当てはまるものを全て選択してください。当てはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 研修の実施
- 事例検討会の実施
- コンサルテーションの活用
- 支援会議等での報告
- ワークシートの活用
- 取り組めていない
- その他

15. 問3-2:強度行動障害支援者養成研修で学んだことを学校現場で継続して活用していくために、どのような取り組みが必要か、あてはまるものを全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 研修の実施
- 事例検討会の実施
- コンサルテーションの活用
- 支援会議等での報告
- ワークシートの活用
- 取り組めていない
- その他

16. 問4-1:強度行動障害支援者養成研修で学んだことの学校現場で継続して活用していくために、学校としてどのようなサポートがあるか、あてはまるものを全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 話し合いの機会の設定
- 研修参加への配慮がある
- コンサルテーションの活用
- 全体に向けての方針の発信
- 支援グッズや教材に関する予算確保
- 教員の配置等の体制の整備
- 掛け声のみで具体的なサポートはない
- サポートは全くない
- その他

17. 問4-2:強度行動障害支援者養成研修で学んだことの学校現場で継続して活用していくために、学校としてどのようなサポートが必要か、あてはまるものを全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 話し合いの機会の設定
- 研修参加への配慮がある
- コンサルテーションの活用
- 全体に向けての方針の発信
- 支援グッズや教材に関する予算確保
- 教員の配置等の体制の整備
- 管理職からの掛け声
- サポートは必要ない
- その他

18. 問5:強度行動障害支援者養成研修で学んだことを学校現場で活用していく上で課題だと感じていることを全て選択してください。*

- 人材不足
- 継続・普及していくための時間がない
- 現場教員の理解が乏しい
- 管理職の理解が乏しい
- 支援があっているか不安
- アセスメントの方法が分からない
- 支援の統一が難しい
- 支援のアイデアが出てこない
- 支援が引き継がれない
- 相談できる人がいない
- 継続的に学ぶ場がない
- その他

19. 問6-1:フォローアップ等の機会の有無について、あてはまるものを選択してください。*

- 有 有 → 問6-2へ
- 無 無 → 問6-3へ

20. 問6-2:どのようなフォローアップが行われていますか。あてはまるものを全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 研修会への参加・企画運営
- 実践報告会での報告・企画運営
- 情報交換会への参加・企画運営
- トレーニングセミナー等の実践型研修への参加・企画運営
- コンサルテーション派遣
- コンサルテーションへの同行
- その他

21. 問6-3:どのようなフォローアップが必要と感じているか、あてはまるものを全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 研修会への参加・企画運営
- 実践報告会での報告・企画運営
- 情報交換会への参加・企画運営
- トレーニングセミナー等の実践型研修への参加・企画運営
- コンサルテーション派遣
- コンサルテーションへの同行
- その他

22. 問7-1:学校として強度行動障害や重篤な行動問題を示す児童生徒の保護者に対する支援を行っていますか。あてはまるものを選択してください。*

- 行っている **行っている → 問7-2へ**
- 行っていない **行っていない → 問8-1へ**

⋮

23. 問7-2:どのような支援を行っているか、教えてください。*

24. 問8-1:支援計画の実施について、児童生徒の保護者から協力が得られない事例を経験したことはありますか。あてはまるものを選択してください。*

- 有 **有→問8-2へ**
- 無 **無→問8-4へ**

25. 問 8-2: 学校組織として、他の教員等からのサポートはありましたか。あてはまるものを選択してください。*

- 有 有 → 問 8-3 へ
- 無 無 → 問 8-4 へ

26. 問 8-3: どのようなサポートであったか、教えてください。*

27. 問 8-4: 児童生徒への指導・支援は、小・中・高等学校段階でどの程度一貫していますか。あてはまるものを選択してください。*

- とても一貫している
- やや一貫している
- あまり一貫していない
- まったく一貫していない

28. 問 8-5: 支援ツール(スケジュール、ワークシステム、手順書)による支援や物理的構造化を実施していた場合、学部が変わる時にそれらは引き継がれていますか。あてはまるものを選択してください。*

- とても引き継がれている
- やや引き継がれている
- あまり引き継がれていない
- まったく引き継がれていない

29. 問 8-6: 支援ツール(スケジュール、ワークシステム、手順書)による支援や物理的構造化を実施していた場合、学年が変わる時にそれらは引き継がれていますか。あてはまるものを選択してください。*

- とても引き継がれている
- やや引き継がれている
- あまり引き継がれていない
- まったく引き継がれていない

30. 問9-1:今後、強度行動障害支援者養成研修へ学校教員の受講を促す要因になり得るものについて、あてはまるものを全て選択してください。あてはまるものがない場合は、その他にご記入ください。*

- 参加しやすいの日程の工夫(短縮日程、長期休業中等)
- オンデマンド研修の活用
- 受講に対してのインセンティブ
- 他校との協働
- 地域の福祉事業所等との協働
- 外部専門家による助言
- その他

31. 問9-2:問9-1の回答に対して、補足があればご記入ください。

→回答は以上です

情報アップデートDay 2025



中核的人材養成研修がはじまり、強度行動障害の状態にある人たちを地域で支えていくための体制作りが進み始めました。地域の支援体制作りで重要な役割を果たすのが**広域的支援人材**です。

広域的支援人材は何を期待されていて、地域の体制作りにおいてどのように活用していくのか。

強度行動障害の状態にある人たちを地域で支えている関係者が集い、広域的支援人材や地域の支援体制作りについて、最新の情報を共有します。

日時 2025年10月1日(水)10:00-17:00

場所 TKPガーデンシティ仙台 ホール21(C+D)
宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER 21階
■JR仙台駅 西口 徒歩2分

参加費 **無料** 交通費等は、各自ご負担ください



第1部：行政説明「広域的支援人材に期待すること」

厚生労働省 西尾大輔氏・こども家庭庁 今出大輔氏

第2部：地域の実践報告

社会福祉法人はるにれの里	加藤 潔 氏
NPO法人こころりんく東川	大友愛美 氏
社会福祉法人にしおこっぺ福祉会 清流の里	中野喜恵 氏
社会福祉法人北摂杉の子会	松上利男 氏

内容 第3部：ミニシンポジウム「広域的支援人材の活用方法と可能性」

シンポジスト：	国立のぞみの園	志賀 利一 氏	小林信篤 氏
	社会福祉法人はる	福島龍三郎 氏	
助言者：	厚生労働省	山根 和史 氏	
コーディネーター：	国立のぞみの園	日詰 正文 氏	

第4部：つながるtime(名刺交換)

たくさんの参加者同士と、名刺交換ができる出会いの時間です

※都合により、プログラムの内容の一部が変更になる場合がございます。

対象者

広域的支援人材名簿登録者、都道府県政令指定都市障害福祉担当課、発達障害者支援センター職員、都道府県の自立支援協議会行動障害関連部会のメンバー、発達障害者地域支援マネージャー、中核的人材養成研修ディレクター、トレーナー(SV)、サブ・トレーナー経験者

定員150名(定員超えた場合は、抽選となります)

申込方法 期間

国立のぞみの園ホームページ > 養成・研修 > 研修のご案内 > 「情報アップデートDay 2025」よりお申しください。

※お申し込み後、自動返信はございませんのでご注意ください

令和7年7月7日10:00~8月8日10:00まで

※受講決定につきましては、8月14日頃にお申し込み頂きましたメールアドレスにお知らせします。



広域的支援人材とは

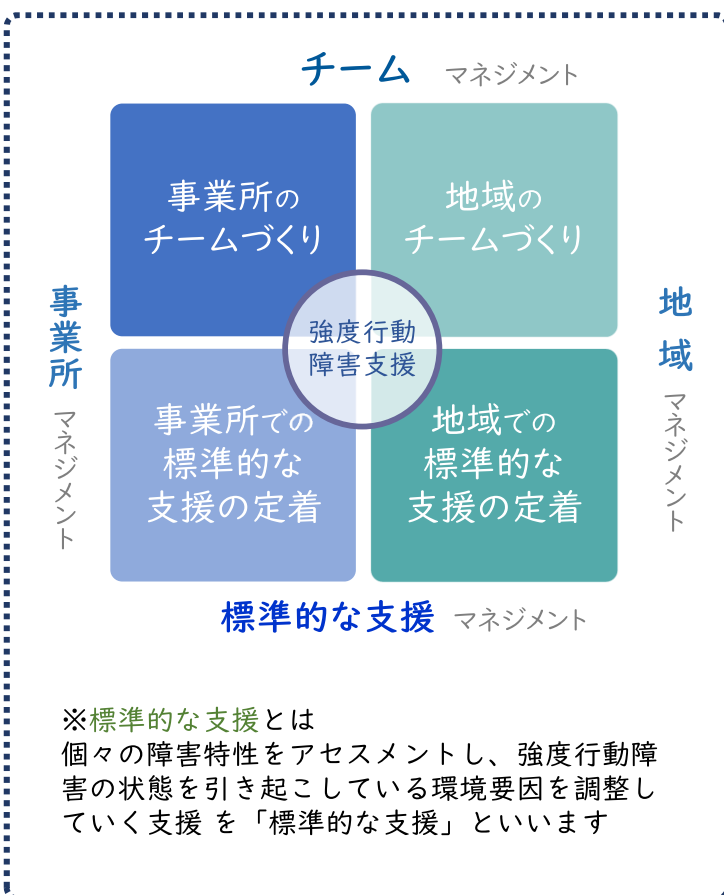
広域的支援人材とは、令和6（2024）年4月の報酬改定で生まれた**集中的支援**のアドバイスをを行う役割と中核的人材を育成し、地域支援体制のスキルアップを図る役割を担います。

集中的支援とは

集中的支援とは、強度行動障害の状態にある人の状態が悪化した場合において

- I. 広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、アセスメントや計画の作成などを行う
- II. 集中的支援が必要な利用者を、集中的支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等で受け入れ、対象利用者に対してアセスメントや計画の作成などに基づいた支援を行うものです。（IIの中でIを行うこともあります）

集中的支援のマネジメントに求められる関わり



集中的支援の実際には、事業所や地域の標準的な支援の理解と定着、それを押し進めるチーム作りが必要です。（左図）

事業所では、経営者（事業所管理者）の①標準的な支援への理解、②中核的人材とチームメンバーへのサポートが重要です。

また地域では、①協議会、相談支援、行政機関、家族会などとともに、標準的な支援について理解し、②役割分担や人材育成を着実に進めることが求められます。

その際、各都道府県に設置されている発達障害者支援センター、発達障害者地域支援マネージャーなど行動障害支援で中核となる機関、人材はフル活用する必要があります。

- # 事業所&地域のチーム作り
- # 法人経営者（事業所管理者）
- # 標準的な支援の定着
- # チームメンバーへのサポート&助言
- # 関係機関、事業所間の連携

毎年、「情報アップデートDay」を開催します



国立のぞみの園では、広域的支援人材が、全国各地の取組等に関する情報をアップデートできる機会を用意します。

■チームや地域のつくり方、■標準的な支援の定着のさせ方、■チームや事業所、管理者のサポートの仕方、■関係機関、事業所間の連携の仕方、■助言の仕方など、取り上げるテーマを広域的支援人材の皆様と検討していきます。今回のような集合形式での機会も、毎年開催をしていきますので、是非ご参加ください。

お願い 第4部で名刺交換をします。**名刺**を多めに（30枚程度）ご持参ください。

別紙:行動障害に関するネットワーク構築のためのニーズに関する調査のアンケートフォーム画面

※レイアウトは閲覧するデバイスや設定によって異なります。

行動障害に関するネットワーク構築のためのニーズに関する調査

厚生労働科学研究費補助金により令和7年度から3か年の計画で、「強度行動障害者支援のための、広域的支援人材のネットワーク構築と広域的人材を活用した地域支援体制整備推進のための研究」を行っております。本調査は、行動障害に関するネットワークについて、広域的支援人材、自治体担当者等が求めていることについて明らかにし、ネットワーク構築のための資料とすることを目的として、実施いたします。

- 調査対象者：情報アップデートDay2025参加者
- 回答期限：令和7年10月31日（金）
- 本アンケート調査への協力は任意です。調査に回答しなくても、対象者が不利な扱いを受けることはありません。
- 氏名・連絡先所属先は、回答内容の確認の際に使用いたします。
- アンケートでご回答いただいた情報は、統計的な処理を行い、個人および所属先を特定できない形でデータの処理・保存、成果の公表を行います。
- アンケート調査のご回答をもって、調査の趣旨をご理解し、同意いただけましたものとみなします。
- 回答送信後、回答内容の編集はできませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

- 本調査に関して、ご不明な点は下記問い合わせフォームからお問合せください（問い合わせへの回答に、お時間かかることをご了承ください）。
- 問い合わせフォーム：<https://forms.office.com/r/X4eBu4K7Ca>

セクション1

...

1. 本研究へご協力いただける場合は、「同意する」にチェックをお願いいたします *

同意する

回答者についてお伺いします

2. 【問1】回答者の氏名をお答えください *

回答を入力してください

3. 【問2】回答者に連絡可能な電話番号をお答えください *

回答を入力してください

4. 【問3】回答者に連絡可能なメールアドレスをお答えください *

回答を入力してください

5. 【問4】回答者のご所属先をお答えください *

回答を入力してください

ネットワークの一環として行う強度行動障害に関する、月1回発行の広報誌（Standard Support）および情報共有の場（情報アップデートDay）についてお伺いします

6. 【問5】広報誌で取り上げてほしい内容について、あてはまるものを3つまでお選びください。*

- 制度に関すること
- 他自治体事業に関すること
- 広域的支援人材の活動に関すること
- 人材養成に関すること
- 利用者支援に関すること
- 支援者支援に関すること
- 地域のネットワーク構築に関すること
- 保護者支援に関すること

7. 【問6】問5でご回答いただいた内容以外にご意見がありましたらご記入ください。

回答を入力してください

8. 【問7】情報共有の場（情報アップデートDay等）で取り上げてほしい内容について、あてはまるものを3つまでお選びください。*

- 制度に関すること
- 他自治体事業に関すること
- 広域的支援人材の活動に関すること
- 人材養成に関すること
- 利用者支援に関すること
- 支援者支援に関すること
- 地域のネットワーク構築に関すること
- 保護者支援に関すること

9. 【問8】問7でご回答いただいた内容以外にご意見がありましたらご記入ください

回答を入力してください

10. 【問9】その他行動障害ネットワークに求めることなど、ご意見がありましたらご記入ください

回答を入力してください